

都市計画手続きの手引き

令和4年3月

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

はじめに

本手引きは、平成12年5月19日に公布された都市計画法の一部改正（平成13年5月18日施行）等を受けて、「都市計画決定マニュアル」（平成11年4月作成）を修正した平成16年3月作成の「都市計画手続きの手引き」を平成23年6月に加筆修正し、更に、平成23年8月2日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、令和3年4月1日と一部改訂を行ってきました。

この度、令和3年7月15日に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を受け、改正された都市計画法第11条（都市施設）に「一団地の都市安全確保拠点施設」が追加されたことに伴い所要の改訂を行ったものです。

各関係機関におかれましては、本手引きに沿って都市計画決定手続きを円滑に進められるようお願いいたします。

なお、都市計画の図書作成にあたっては、本手引きによるほか、「改訂 新都市計画の手続（（公財）都市計画協会発行）」に準じて行うものとします。

目 次

第1章 基本的事項	
1 - 1 都市計画決定の手続き	1
1 - 2 都市計画の決定権者	5
第2章 県が定める都市計画の決定変更手続き	
2 - 1 県が定める都市計画のフローチャート	7
2 - 2 都市・まちづくり推進課協議調書等様式	11
2 - 3 申請書類の様式	15
第3章 市町が定める都市計画の決定変更手続き	
3 - 1 市町が定める都市計画のフローチャート	32
3 - 2 申請書類の様式	36
第4章 環境影響評価法	
4 - 1 環境影響評価法の概要	45
4 - 2 環境影響評価法対象事業一覧	54
4 - 3 都市計画特例の概要	55
4 - 4 都市計画特例の手続き	57
第5章 その他	
5 - 1 都市計画の図書	59
5 - 2 道路に係る都市計画の取扱いについて	61
5 - 3 都市計画の案の縦覧	66
第6章 都市計画の策定手続きの事務（県用）	
6 - 1 事務決裁処理	68
6 - 2 県都計審の事前協議（九地整）	69
第7章 参考資料	
7 - 1 農政協議	71
7 - 2 農政協議調書	74
7 - 3 下水道の都市計画決定	79
7 - 4 都市公園と都市計画決定	83
7 - 5 地区計画の決定手続きフロー	84
7 - 6 臨港地区の決定手続きフロー	85
7 - 7 線引き定期見直しのスケジュール（案）	86
7 - 8 市町村が定める都市計画に係る知事の協議基準	87
7 - 9 公聴会規則及び開催要領（大分県決定）	89
7 - 10 都市計画提案制度手続要領	103
7 - 11 参考図書	122

第1章 基本的事項

1 - 1 都市計画決定の手続き

1 概要

都市計画は、都市の実態及びその将来を見通し、「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域・根幹的計画」までを一体的、総合的かつ即地的に決定するものである。このため、都市計画の決定事務に当たっては、「個性的なまちづくりの推進」と「広域的・国家的観点からの調整」がともに適切に図られるよう、国、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う必要がある。

このような観点から、地方分権一括法及び関連する政省令の制定・改訂がなされ、これらの一連の制度改正では、都市計画決定等地方公共団体の行う都市計画に関する事務を自治事務にするとともに、市町村都市計画審議会の法定化、都市計画の決定に対する国又は都道府県の関与及び視点の明確化を図る等、都市計画制度に関する所要の見直しを行っている。

今後の都市計画決定手続きにおいては、以上のような状況を十分踏まえ、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化し、都市計画の確実を図る観点から、都市計画決定手続きにおける住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである。

2 決定権者

都市計画の決定権者は、原則として、県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）、臨港地区（重要港湾に係るもの）等、広域の見地から定める必要がある地域地区、広域的又は根幹的都市施設、市街地開発事業（大規模な土地区画整理事業等であって国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）並びに市街地開発事業等予定区域（一団地の住宅施設の予定区域を除く）に関する都市計画を定め、市町村がその他の都市計画を定める。

都市計画を定めるもの
法第15条
政令第9、10条

3 決定手続き

(1) 県が定める都市計画の決定手続き

県が定める都市計画は、県が関係機関との協議、公聴会・説明会等により住民の意見の反映を図り作成する。なお、市町村は必要があるときは、県に対し案を申し出ることができ、県は関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

県の都市計画の案の作成
法第15条の2
公聴会の開催等
法第16条第1項
都市計画の案の縦覧等
法第17条
県の都市計画の決定
法第18条

その後、住民に対して計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民からの案に対する意見書の提出があれば、その要旨もあわせて都市計画審議会に計画案を付議することになっている。

都市計画は、都市計画審議会で議決された後、必要なものについては国土交通

<p>大臣の同意を受けて決定され、都市計画の内容を告示することによってその効力を発揮する。</p>	<p>都市計画の告示等 法第20条</p>
<p>(2) 市町村が定める都市計画の決定手続き</p>	
<p>市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。市町村が都市計画の案を定めようとする場合は、公聴会・説明会等による住民の意見の反映、関係機関との調整、公告及び2週間の縦覧、住民からの意見書の受理等によって必要な修正を行った後、市町村の都市計画審議会に付議のうち、知事と協議を行い市町村で告示し決定される。なお、当該市町村に都市計画審議会が置かれていないときは、県の都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。</p>	<p>市町村の都市計画の決定 法第19条 公聴会の開催等 法第16条第1項 都市計画の案の縦覧等 法第17条 都市計画の告示等 法第20条</p>
<p>市町村の都市計画審議会における意見書の取り扱いについては、意見書の内容も踏まえた審議ができるよう、案の縦覧後に市町村の都市計画審議会を開催することが望ましい。</p>	<p>7 - 7 市町村が定める都市計画に係る知事の協議・同意基準</p>
<p>また、法律で定められた手続きのほかにも、施行者が素案作成段階から必要に応じて事前調整等を行うことにより、計画の早い段階から県と市町村間の調整を図ることが望ましい。</p>	
<p>(3) 都市計画の決定・変更の時期</p>	
<p>事業実施時期が明らかな施設及び事業は、当該事業着手の前年度までには、決定・変更をすることが望ましい。</p>	
<p>4 住民意見の反映</p>	
<p>都市計画の決定手続きの中での住民の意見の反映は、次の二つの方法によってなされている。</p>	
<p>(1) 公聴会・説明会の開催等</p>	
<p>法律上、都市計画の案を作成する場合において必要があると認めるときは、公聴会・説明会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされている。</p>	<p>公聴会の開催等 法第16条第1項 都市計画運用指針</p>
<p>したがって、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、真に住民の意見を反映させる場として、都市計画の素案について住民が公開の下で意見陳述を行う場を設けるべきである。また、意見陳述を希望する者には、物理的・時間的に対応が可能な範囲で、当該都市計画の素案作成担当者や公述人相互の質疑・応答を含め、できるだけ意見陳述を認めるべきである。</p>	<p>7 - 8 公聴会規則及び開催要領</p>
<p>公開の下で意見陳述を行う場とは、原則公聴会を指す。</p>	
<p>説明会を公聴会に代わるものとして開催する場合は、以下の項目に留意する必要がある。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ）説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知されていること ）都市計画の素案の内容を住民が十分把握していること ）住民の意見陳述の場が十分確保されていること 	

なお、住民からの意見がどのように都市計画の案に反映されたのか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

(2) 都市計画の案の公告・縦覧・意見書の提出

都市計画の案が作成されると、その旨を公告の日から2週間公衆の縦覧に供することとされており、県が定める都市計画にあっては県及び当該都市計画の定められる区域の市町村において、市町村が定める都市計画にあっては当該市町村において縦覧を行っている。なお、公告は県報、市(町)報により行われ、縦覧は県都市・まちづくり推進課及び市町村の都市計画担当課において行われる。

また、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に当該都市計画の案の内容に対する意見書を提出することができることになっており、県が定める都市計画にあっては県の都市計画審議会に、市町村が定める都市計画にあっては当該市町村の都市計画審議会に、その要旨が都市計画の案とともに提出されることになっている。

(3) 都市計画の提案制度

この制度は、地域のまちづくりに対する取組みを今後の都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、土地の所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定や変更の提案ができるものである。

都市計画の案の縦覧等
法第17条

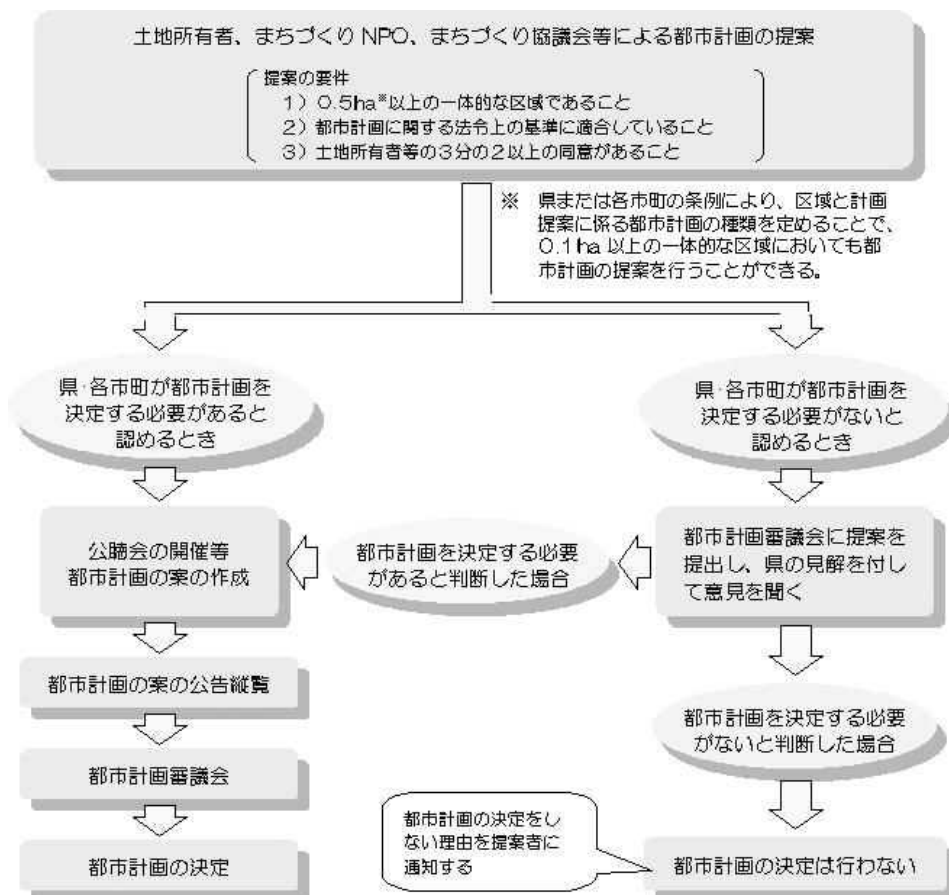
5 - 3 都市計画の案の縦覧

都市計画の提案制度
法第21条の2

~法第21条の5

7 - 9 都市計画提案制度
手続要領

都市計画決定までのフロー



5 他の行政機関との調整等

都市計画は行政の各分野にわたる事項を総合的に調整する機能を有するものであるから、その決定変更に際しては、都市計画を所管する行政機関が関係行政機関等と十分調整を図る必要がある。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画については、県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。また、国土交通大臣は、その決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び環境大臣の意見を聞かなければならない。

(2) 都市施設に関する都市計画については、県及び市町村はあらかじめ、当該都市施設を管理することになる者に協議しなければならない。

6 国の関与

都市計画の決定は都道府県及び市町村が中心となって行っているが、国の施策、計画等との総合的な調整を図り、かつ都市計画の決定に伴う私権の制限の適正化を図るために、国は都道府県の定める都市計画の一部について調整を行うこととされている。

(1) 国土交通大臣の同意

都道府県は、国の利害に重大な関係のある都市計画の決定については、国土交通大臣の同意が義務付けられている。

(2) 国土交通大臣の指示等

国土交通大臣は国の利害に重大な関係がある事項に関して必要があると認めるときは、都道府県に対し、又は都道府県知事を通じて市町村に対し、一般的な監督権限として、必要な措置をとるべきことを指示できることになっている。

7 通達の廃止と都市計画運用指針

都市計画決定手続きは、これまで通達に基づいて行われていたが、地方分権一括法によって、都市計画決定事務が自治事務となったことから、都市計画に係る通達は廃止され、新たに都市計画運用指針により国の考え方が示された。

他の行政機関との調整等
法第23条

都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針若しくは区
域区分に関する都市計画
法第23条第1,2項

管理者との協議
法第23条第6項

国土交通大臣の同意
法第18条第3項
政令第12条

国土交通大臣の指示等
法第24条

都市計画運用指針

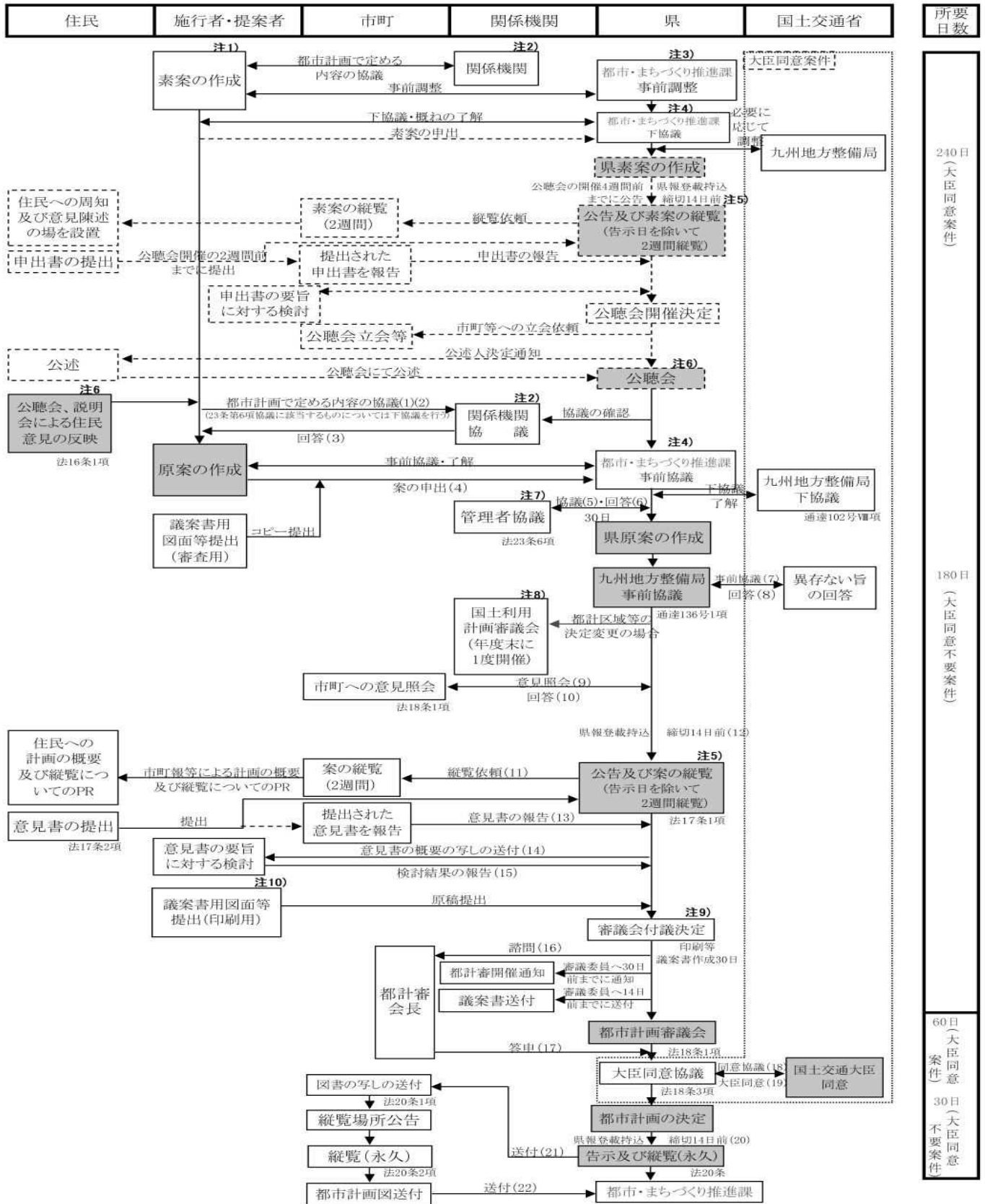
1 - 2 都市計画の決定権者

都市計画の種類	県が定める都市計画		市町村が定める都市計画	備考
	県が定める都市計画の範囲	左のうち国土交通大臣の同意を要するもの		
都市計画区域	全部	全部	—	
準都市計画区域	全部	—	—	
1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	全部	全部	—	
2 区域区分	全部	全部	—	
3 都市再開発方針等	全部	—	—	
4 地域地区				
(1)用途地域 (13地域)	—	—	全部	
(2)特別用途地区]	—	全部	
(3)特定用途制限地域				
(4)特例容積率適用地区				
(5)高層住居誘導地区	—	—	全部	
(6)高度地区]	—	全部	
(7)高度利用地区				
(8)特定街区				
(9)都市再生特別地区	全部	全部	—	
(10)防火地域・準防火地域	—	—	全部	
(11)特定防災街区整備地区]	—	全部	
(12)景観地区				
(13)風致地区				
(14)駐車場整備地区	—	—	全部	
(15)臨港地区	重要港湾に係るもの	国際戦略港湾、国際拠点港湾	地方港湾に係るもの	国際戦略港湾、国際拠点港湾は当県には無い
(16)歴史的風土特別保存地区]	全部	全部	
(17)第1種 歴史的風土保存地区				
(17)第2種 歴史的風土保存地区				
(18)緑地保全地域 特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたるもの 2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のもの	— 近郊緑地特別保全地区	1の市町村区域内のもの 1の市町村区域内の面積10ha以上のもの又は面積10ha未満のもの	近郊緑地特別保全地区は当県には無い
緑化地域	—	—	全部	
(19)流通業務地区	全部	—	—	
(20)生産緑地地区	—	—	全部	
(21)伝統的建造物群保存地区]	全部	—	
(22)航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区				
5 促進区域 (4地区)	—	—	全部	
6 遊休土地転換利用 促進地区	—	—	全部	
7 被災市街地復興推進 地域	—	—	全部	
8 都市施設				
(1)道路	自動車専用道路、一般国道、県道	高速自動車国道、一般国道	市町村道等	
(2)都市高速鉄道	全部	首都高速道路、阪神高速道路	—	
(3)駐車場	—	—	全部	
(4)自動車ターミナル	—	—	全部	
(5)空港	全部	成田・東京・中部・関西国際空港	—	
(6)公園]	国又は都道府県が設置する面積10ha以上のもの	国又は都道府県以外が設置する面積10ha以上のもの又は面積10ha未満のもの	
(7)緑地				
(8)広場				
(8)墓園				
(9)墓園				

：大分県において計画決定していないもの。

第2章 県が定める都市計画の決定変更手続き

2-1 県が定める都市計画のフローチャート



所要日数

240日 (大臣同意案件)

180日 (大臣同意不要案件)

60日 (大臣同意案件)

30日 (大臣同意不要案件)

注) [] : 手続きの骨格をなすものであり、(1)~(22)については別紙に様式を示す。
 所要日数については、公聴会・説明会等に係る日数を別途考慮すること。

注 1) [素案の作成]

素案は原則として施行者・都市計画提案者が作成する。ただし、施行者が県の場合において、市町は必要があると認めるときは、県に対し、県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

また、県は都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。(法第15条の2)

注 2) [関係機関との協議]

- 1 都市計画の内容が他の機関の所管する事務に関係する場合は協議する。なお、都市・まちづくり推進課との最初の協議に際して協議先の確認を行い、調整調書総括表(様式-3)を作成するものとする。遅くとも都市・まちづくり推進課事前協議までには協議を完了し、原案提出時に調整調書総括表を添付すること。なお、協議内容は記録し、協議経過を協議記録書(様式-2)に取りまとめて添付すること。

例 施設管理者との法 2 3 条 6 項下協議

国、県道を都市計画道路として決定変更する場合等で、将来、当該施設管理者となる者との協議(直轄国道の計画決定変更、補助国道や県道の計画決定変更など)

事業課協議

事業実施主体、あるいは補助事務の窓口との協議

交差協議(他の道路、JR、河川、交差点など)

平面、立体を問わず、当該施設が交差する施設の管理者との協議、または、交通管理の観点から行う最寄りの警察署との協議

農政協議(P71~P78参照)

農振地域内に影響を及ぼす場合に行う農政担当部局との協議

施設管理者との任意協議

当該施設と関連する河川・砂防、農業施設等の施設管理者との協議

土木事務所企画調査担当課及び関係市町都市計画担当課との協議

都市計画決定・変更に係る協議

その他

林政協議、環境協議(P47~P62参照)、文化財協議、国公有地協議等

- 2 この関係機関との協議は、施行者が素案・原案を作成する段階で、関係機関と協議を行い素案・原案を作成することにより、以後の手続きの円滑化を図るものである。
- 3 協議する内容は実施協議ではなく都市計画で定める内容を協議するものであり詳細については実施協議に委ねること。(事業実施と絡む案件についてはこの協議と並行して施行者が実施協議を進める必要がある場合があるが、その違いに留意すること。)

注 3) [事前調整]

素案作成段階において必要に応じて事前調整を行うこと。軽微な変更など簡単な案件については不要な場合もある。

注 4) [下協議][事前協議]

都市計画決定、変更の事前協議に係る審査の円滑化を図るため、県都市・まちづくり推進課との事前協議(下協議を含む)時には、法定図書(計画書、計画図等)の他に以下の資料を用意すること。

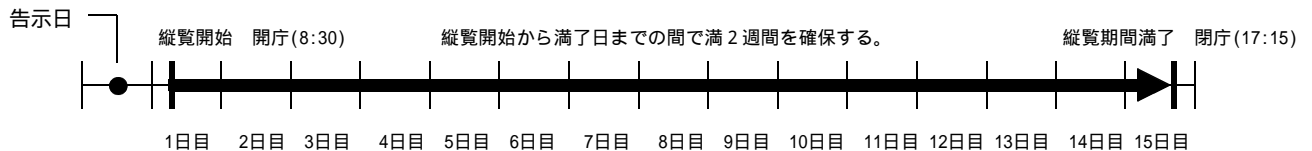
様式-1 調書に予め記入し、事前協議の際、これにより説明し、1部提出すること。

様式 - 2 協議記録書に事前協議に係る主な内容と次回打合せまでの検討課題等を記入するもので、打合せの際、施行者が記入し都市・まちづくり推進課担当者の了解を得たうえ、施行者側のサインを入れて、1部提出すること。

注5) [公告及び案(素案)の縦覧]

縦覧期間は告示日の次の日(次の日が土日・祝日となる場合はその次の開庁日)から開始し、開始日から起算して15日目までとする。

また、期間の末日が土日・祝日にあたる場合は、満了日はその次の開庁日となる。



注6) [公聴会の開催等]

住民意見を反映させるために必要な措置としてあらかじめ素案についての公聴会を開催する。ただし、次の場合は公聴会を開催しなくてもよいものとする。

- ・都市計画の案の内容が名称の変更の場合
- ・変更の内容が軽微であって住民の利害関係に影響がないことが明らかな場合
- ・説明会の開催日時及び開催場所が事前に周知され、かつ、都市計画の素案の内容と内容についての具体的な説明が事前に行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されている場合
- ・大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成すべき場合など、やむを得ない事情があると認められる場合

なお、どのような案件であろうとも最低限、計画案についてその内容を関係する住民に理解してもらう、または周知徹底する等何らかの措置を講ずるよう留意すること。

公聴会を開催した際は、公聴会開催記録書(様式7)の写しを関係市町長へ送付する。

注7) [管理者協議]

注2)の1で施行者において下協議済みの法23条6項協議に該当する案件について都市計画決定権者として協議するものである。

注8) [国土利用計画審議会]

大分県土地利用基本計画の変更が必要な場合に諮問する。

例 ・都市計画区域の拡大等

注9) [都計審付議決定]

審議会へ諮問する案件は審議会開催予定日の40日前までに決定する。

地整委員に対しては14日前までに、議案内容の説明を大分河川国道事務所において行う。

注10) [議案書用図面等提出]

議案書用図書を提出すること。

注11) [素案、原案、県原案、案の言葉の説明]

このフローチャートでは「案」について4つの段階に分けた言葉使いをしている。厳密な定義ではないが以下のようなニュアンスで言葉の使い分けをしている。

素案：施行者の段階での案

原案：公聴会等で住民意見を取り入れた施行者の段階での案

県原案：関係機関との下協議が完了した決定権者の案

案：国も同意（事前協議により異存ないの回答）をした段階での案
なお、大臣同意案件でないものについては、県原案が案となる。

注12) [事前調整、下協議、事前協議の言葉の説明]

「協議」についても3つの段階に分けた言葉使いをしている。これを上記の「案」の段階と関連させて説明すると

事前調整：施行者と県においては素案の段階での協議であり、県と国においては素案から原案にする段階で国の意見を考慮する必要があるときにする協議（主に説明会等を開催する場合に事前に国の意見を聞くものである）

下協議：施行者と県においては素案から原案にする段階での協議であり、県と国においては原案から県原案にする段階での協議

事前協議：施行者と県においては原案から県原案にする段階での協議であり、県と国においては県原案から案にする段階での協議（ただし、事前協議の文書を国に提出するときは、実質上の協議は既に終了している段階であることに注意すること）

2 - 2 都市・まちづくり推進課協議調書等様式

様式 - 1 調書

都市計画決定・変更案件の概要

市町名 _____

担当者名 _____

案件名			決定権者	
決定・変更内容（概要を記入）				
決定・変更理由（具体的に記入）				
特記事項（現在までの経緯、事業の予定等）	スケジュール	年月日		
	素案の作成			
	関係機関協議			
	説明会・公聴会			
	原案作成			
	県原案作成（県事前協議）			
	整備局事前協議			
	市町への意見照会			
	市町都市計画審議会			
	公告及び案の縦覧	~		
	県都市計画審議会			
	大臣同意協議			
略図（決定・変更の概要がわかるもの）				

様式 - 1' 調書（道路の場合のみ1路線毎に作成）
 都市計画決定変更調書

県名		大分県		都市計画区域名		大分県		市町村名		事業主体															
案件名		都市計画道路の変更		都市計画道路名		道路の路線名																			
決定区分		大臣同意				法23条6項																			
告示年月日				都市計画道路名		延長		幅員		変更内容															
決定変更内容		<p>記載例</p>																							
決定変更理由																									
今後のスケジュール																									
今回変更区間		道路機能	道路規格	H22日交通量	車線数	地域区分	幅員	標準幅員	幅員構成決定理由																
		補助幹線																							
		<p>記載例</p> <p>変更部分幅員構成 W = m</p> <table border="1"> <tr> <td>3.5</td> <td>0.5</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										3.5	0.5	3.0	1.0	1.0	3.0	0.5	3.5						
3.5	0.5	3.0	1.0	1.0	3.0	0.5																			
3.5																									
									新規道路への対応																
		項目	基準値	望ましい値	採用地	適用																			
		設計速度 (km/h)																							
		最小曲線半径 (m)																							
		最大縦断勾配 (%)																							

様式 - 2

協議記録書

サイン欄	
------	--

都市計画区域名		市町名	
案件名			

都道府県名	大分
整理番号	

年月日	出席者名	打合せ内容	再検討事項等

関係機関との調整書総括表

市町村名 _____

案 件 名	作 成 者 所 属 、 氏 名		作 成 年 月 日	
必 要 な 協 議	協 議 先			
1 . 管理者協議 2 . 事業課協議 3 . 交差協議 4 . 農政協議 5 . その他				
協 議 先	最 終 年 月 日	説 明 者	協 議 相 手	最 終 協 議 結 果 、 条 件

2 - 3 申請書類の様式 [県決定]

(1) 関係機関協議 (2 3 条 6 項協議に該当しない場合) (道路の例)

番 号
年 月 日

注 1) 国土交通省 [大分] 河川国道事務所長 殿
[佐伯]

注 2)
都市・まちづくり推進課長

都市計画道路の [決定] について (協議)
[変更]

【 県 】 都市計画道路を次のように [決定] したいので、
[変更]

【 市町 】 (都市計画法第 1 5 条の 2 の規定により、 都市計画道路の案を次のように
作成したいので)

注 4)
都市計画において定める内容について協議します。

- 1 . 都市計画の種類及び名称
種類： 都市計画道路
名称： ・ ・ 号 線ほか 路線

- 注 3)
- 2 . 添付書類
計 画 書
総 括 図
計 画 図
都市計画の策定の経緯の概要 別紙 1
その他必要な図書 (参考図)

注 1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」「警察署」等があり、国土交通省の場合は協議内容によって、九州地方整備局と大分・佐伯河川国道事務所に分かれる。

注 2) 協議者は都市計画法第 1 5 条の 2 に基づき、施行主体により「都市・まちづくり推進課長」「土木事務所長」「市町長」等となる。協議者が市町長となる場合、協議文は () 書きとなる。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注 3) 添付書類は当該協議に必要な部分のみでよい場合や正の書類 (県への提出書類) の写し (図面関係では白焼図面) でもよい場合が考えられるなど、協議先により添付書類の簡素化が図られると思われるので協議先と協議のこと。
なお、協議後計画図等に変更が生じた場合はすみやかに協議先と適切な処置を講じておくこと。

注 4) 「都市計画において定める内容について協議」とは計画書や計画図に記載された事項を協議するということであり、実施時の詳細設計をした段階でないと判らない内容まで協議する必要はないということである。ただし、計画決定即実施という場合はこの限りではないが、この場合においても、実施協議は実施協議として並行して進め (実施協議は施行者に任せる)、「都市計画において定める内容について」これでもよいか協議相手に確認をとり、都市計画決定 (変更) についての協議を終了させること。

注 5) 道路管理者などにおいて 2 3 条 6 項協議に該当するものについては次のページの例を参照のこと。

なお、2 3 条 6 項協議に該当するものとは管理者が管理する都市施設を決定または変更する場合である。例えば、市道の都市計画道路を直轄国道に交差する形で新規決定する場合で直轄国道の変更を伴わないときは 2 3 条 6 項協議に該当せず、単なる交差点協議となるので、この協議文書の取り交わしで足りる。

[県 決 定]

(4) 案の申出

(道路の例)

番 号
年 月 日

大分県土木建築部長 ○○ ○○ 殿

市 町 長 名

都市計画道路の

決定
変更

 (大分県決定) について (申出)

標記について、都市計画法第15条の2の規定により、下記の関係図書を添え申し出ます。

記

1. 計画書
2. 総括図
3. 計画図
4. その他必要な図書

注1) 大臣同意案件については添付書類を2部提出すること。

なお、他省庁協議が必要な場合は、添付書類部数の追加あり。(随時指示)

注2) 案の申出までには関係機関協議が終了していることを原則とする。

よって、前ページまでの(1)~(3)の協議文書の写しと、関係機関との調整書総括表(様式-3)をこのときに提出すること。

[県 決 定]

(5) 2 3 条 6 項 協 議

(直 轄 国 道 の 例)

番 号
年 月 日

国土交通省
九州地方整備局長 殿
(国土交通省大分河川国道事務所経由)

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定]
[変更] について (協 議)

都市計画道路を次のように [決定]
[変更] したいので、都市計画法第 2 3 条

第 6 項の規定に基づき協議します。

- 1 . 都市計画の種類及び名称
種類： 都市計画道路
名称： ・ ・ 号 線ほか 路線
- 2 . 添付書類
計 画 書
総 括 図
計 画 図
都市計画の策定の経緯の概要 別紙 1
その他必要な図書 (参考図)

注 1) この協議は都市計画決定権者の県が 2 3 条第 6 項に基づく施設管理者との協議である。
注 2) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」等である。なお、公印要否
については、協議先に確認すること。

(6) 2 3 条 6 項 協 議 の 回 答

(直 轄 国 道 の 例)

番 号
年 月 日

大 分 県
上記代表者 大分県知事 殿

国土交通省九州地方整備局長

都市計画道路の [決定]
[変更] について (回 答)

令和 年 月 日付け 第 号で協議のありました標記の件については、
異存ありません。
(令和 年 月 日付け 第 号で協議のありました標記の件については、
実施設計策定時に詳細協議を行うことを条件として同意します。)

[県 決 定]

(7) 事前協議 (大臣同意が必要な場合)

(道路の例)

番 号
年 月 日

国土交通省
九州地方整備局長 殿

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定]
[変更] について (事前協議)

標記について、都市計画法 [第 1 8 条第 3 項]
[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法]

第 1 8 条第 3 項] の同意を得る予定であるが、都市計画決定事務を円滑に処理
するため必要があるので、あらかじめ国土交通省九州地方整備局の意見を伺いたい。
この場合において、当該同意を得る際に必要となる国の関係行政機関の長への協議
又は意見聴取について国土交通省においてこれを行い意見をとりまとめた上で回答
されるようお願いする。

なお、国土交通省の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要
があるので文書にて行われるようお願いする。

(添付書類)

計 画 書
総 括 図
計 画 図

都市計画の策定の経緯の概要 別紙 1

注 1) 国の関係行政機関の長の協議や意見聴取を希望しない場合は、その旨を記述すること。なお、
公印要否については、協議先に確認すること。

(8) 回 答 (大臣同意が必要な場合)

(道路の例)

番 号
年 月 日

大 分 県
上記代表者 大分県知事 殿

国土交通省
九州地方整備局長

都市計画道路の [決定]
[変更] について (事前協議)

令和 年 月 日付け都第 号で協議のあった標記の件については、
異存はない。

なお、この国土交通省九州地方整備局の回答は、回答の後に行われる都
道府県都市計画審議会への付議等の法に基づく手続きによって都市計画の
案が変更されることを何ら妨げる趣旨ではないことに留意されたい。

[県 決 定]

(9) 市町へ意見照会

(道路の例)

(公印省略)

番 号
年 月 日

市 町 長 殿

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定] (大分県決定) に関する
[変更]

意見について (照会)

都市計画道路を次のように [決定] したいので、都市計画法 [第 1 8 条]
[変更] [第 2 1 条]

第 1 項
第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項] の規定により、貴市 (町)
の意見を求めます。

- 1 . 都市計画の種類及び名称
種類 : 都市計画道路
名称 : . . 号 線ほか 路線
- 2 . 添付書類
計 画 書
総 括 図
計 画 図
都市計画の策定の経緯の概要 別紙 2
その他必要な図書

注) 原案送付時 (市町の原案) の内容と同一の場合には、添付書類は不用とする。

(10) 意見照会の回答

(道路の例)

番 号
年 月 日

大 分 県
上記代表者 大分県知事 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定] (大分県決定) に関する
[変更]

意見について (回答)

都市計画法 [第 1 8 条第 1 項]
[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項]

の規定により、令和 年 月 日付け都第 号で照会のありましたこと
について当市 (町) は原案に同意します。

注) 公印要否については、各市町の判断による。

[県 決 定]

(11) 市町へ縦覧依頼

(道路の例)

(公印省略)		番 号 年 月 日
市 町 長 殿	大 分 県 上記代表者 大分県知事	
都市計画道路の 決定 (大分県決定) の案の縦覧 変更 について (依頼)		
都市計画法	 第 1 7 条 第 1 項 第 2 1 条 第 2 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 法 第 1 7 条 第 1 項 	
の規定により、別紙のとおり都市計画の案を公告するので縦覧に供するよう お願いします。		

注) 別紙とは告示文書(原稿)の写しのことである。

(12) 縦覧告示

道路の変更例(原文は縦書き)

大分県告示第 号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり 都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。
 なお、市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。
 令和 年 月 日

大分県知事

一 都市計画の種類
 都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項
 都市計画道路中 . . . 号 線を次のように変更する。

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
. . . 線			

(区域は別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間
 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

四 縦覧場所
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
 市

(「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の縦覧場所に図書を備え置いて縦覧に供する。)

注1) 上記書式により県報に登載する。市町においては、市町報により縦覧のPRを行う。
 注2) 県報は毎週火、金曜日に発行している。決裁の上発行日の10日前までに法務室に持ち込む。
 注3) 縦覧期間は告示日の次の日(次の日が土日・祝日にあたる場合はその次の開庁日)から開始し、告示日の次の日から起算して15日目までとする。
 (法定縦覧期間は告示日を含めずに14日間)
 また、期間の末日が土日・祝日にあたる場合は、満了日はその次の開庁日となる。

[県 決 定]

(13) 縦覧意見書の報告

(道路の例)

番 号
年 月 日

大 分 県
上記代表者 大分県知事 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定]
[変更] (大分県決定)に係る縦覧

の意見書について(報告)

標記について、下記により報告します。

記

1. 都市計画の種類及び名称
種類： 都市計画道路
名称： ・ ・ 号 線ほか 路線
2. 縦覧期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 縦覧者 名
4. 意見書の有無

注1) 縦覧のPRをした市町報の写しをこのときに提出すること。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) 意見書がある場合は提出された意見書を添付すること。

(14) 縦覧意見書の写しの送付

(道路の例)

(公印省略)
番 号

年 月 日

注1) 市 町 長 名 殿

大分県土木建築部長

都市計画道路の [決定]
[変更] (大分県決定)に係る縦覧

の意見書の写し等の送付について

標記について、下記により送付します。

記

1. 都市計画の種類及び名称
種類： 都市計画道路
名称： ・ ・ 号 線ほか 路線
2. 縦覧期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 縦覧者 名
4. 意見書の有無
5. 意見書の写し
6. 意見書総括表及び要旨 注2)

注1) 送付先は、施行主体により例の他に「土木事務所長」等がある。

注2) 意見書総括表及び要旨を別紙様式により作成すること

【 県 決 定 】

「 都市計画 の 決定
変更 について」の意見書総括表

	意 見 書			件 (人)	件 (人)	件 (人)	備 考
	提出されたもの	提出後取り下げ られたもの	意見書と認めら れないもの	意見書以外のも ので意見書とし て取り扱うもの (要望書、陳情 書等)	意見書として 採用するもの = + - (+)		
賛 成							
反 対							
上記以外							
計							

注) A 4 版横書きとする。

「 都市計画 の 決定
変更 について」の意見書の要旨

[縦覧期間 令和 年 月 日 ~ 月 日]

(市町)

番 号	受付年月日	意見書提出者 住 所	意見書の主な内容
1	年 月 日		要旨をまとめて箇条書きにする。
2		 : :

注) A 4 版横書きとする。

[県 決 定]

(15) 縦覧意見書の検討結果報告

(道路の例)

<p>大分県土木建築部長 殿</p> <p style="text-align: center;">都市計画道路の 決定 変更 (大分県決定) に係る縦覧 の意見書の検討結果について (報告)</p> <p>標記について、下記により報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 都市計画の種類及び名称 種類： 都市計画道路 名称： . . . 号 線ほか 路線</p> <p>2. 意見書の処理方針</p>	<p>番 号 年 月 日</p> <p>注1) 市 町 長 名</p>
--	---

注1) 報告者は、施行主体により例の他に「土木事務所長」等がある。なお、公印の要否は、報告者の判断による。

注2) 意見書の写し等を県から受けたら、意見書の処理方針を別紙様式により提出すること。

「 都市計画 の 決定
変更 について 」の意見書の処理方針

番号	意見書提出者	意見書の主な内容	意見書に対する考え方
1		要旨をまとめて箇条書きにする。
2	 : : : :

注) A4版横書きとする。

[県 決 定]

(16) 県都計審へ諮問

(道路の例)

(公印省略)

都 第 号
年 月 日

大分県都市計画審議会
会長 殿

大分県知事

都市計画道路の [決定] (大分県決定) について (諮問)
[変更]

標記について、都市計画法 [第 1 8 条]
[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法]

[第 1 8 条第 1 項] の規定により、別紙のとおり貴審議会に諮問します。

注) 別紙とは議案書のことである。

(17) 県都計審より答申

(道路の例)

(公印省略)

都 審 第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県都市計画審議会
会長

都市計画道路の [決定] (大分県決定) について (答申)
[変更]

令和 年 月 日付け都第 号で諮問のありました標記の件について、
審議の結果、下記のとおり答申します。

記

この [決定] は適当と認めます。
[変更]

[県 決 定]

(18) 大臣同意協議 (大臣同意が必要な場合)

(道路の例)

番 号
年 月 日

国土交通省
九州地方整備局長 殿

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定]
[変更] について

標記について、都市計画法 [第 18 条第 3 項
第 21 条第 2 項の規定において準用する同法

第 18 条第 3 項] の規定により、協議を申出する。

(添付書類)

(計 画 書)
(総 括 図)
(計 画 図)

都市計画の策定の経緯の概要 別紙 1
その他必要な図書

注) 事前協議時の内容と同一の場合には、下記文書を合わせて送付する。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

添付図書の変更がない旨を証明する文書

番 号
年 月 日

国土交通省
九州地方整備局長 殿

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定]
[変更] の協議申出に係る添付書類について

令和 年 月 日付け第 号の申請に係る計画書、総括図及び計画図は、令和 年 月 日付け第 号で申請を行った事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明する。

注) 公印要否については、協議先に確認すること。

[県 決 定]

(19) 大臣同意 (大臣同意が必要な場合)

(道路の例)

	番 号
大 分 県 上記代表者 大分県知事	
令和 年 月 日付け 第 号で協議のあった 都市計画道路の	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">決定</div> については、都市計画法	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第18条第3項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第21条第2項の規定において準用する</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">同法第18条第3項</div> の規定により、同意する。	
令和 年 月 日	
国土交通省九州地方整備局長	

(20) 決定告示
道路の変更例 (原文は縦書き)

大分県告示第 号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり 都市計画道路を変更した。
令和 年 月 日

大分県知事

一 都市計画の種類
都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
・ 線			

(区域は別図のとおり)

三 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
市 (町)

(「別図」は、省略し、三の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

注1) 上記書式により県報に登載する。市町においては、市町報により告示のPRを行う。
注2) 県報は毎週火、金曜日に発行している。決裁の上発行日の10日前までに法務室に持ち込む。

[県 決 定]

(21) 図書の写しの送付

(道路の例)

(公印省略)

番 号
年 月 日

市 町 長 殿

大 分 県
上記代表者 大分県知事

都市計画道路の [決定] (大分県決定) の図書の写しの
[変更]
送付について

都市計画法 [第 1 8 条第 1 項]
[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項]

の規定により 都市計画道路を [決定] したので [同法 2 0 条第 1 項]
[変更] [同法 2 1 条第 2 項の規定]

[同法 2 0 条第 1 項] の規定により図書の写しを送付します。

注 1)

(なお、同図書の写しについては、同法第 2 0 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供し、同法施行規則第 1 2 条の規定により縦覧場所を公告する必要があります。)

1. 都市計画の種類及び名称

種類： 都市計画道路

名称： ・ ・ 号 線ほか 路線

注 1) 国土交通省九州地方整備局への図書の写しは、() 書き分を削除する。

注 2) 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書の写し(市町の控)である。

(ただし、この図書は事前協議又は本協議時に提出されたものと同じの場合は決定告示文書の写しを送付する。)

[県 決 定]

(22) 都市計画図の送付

(道路の例)

番 号
年 月 日

大分県土木建築部長 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定] に係る都市計画図について (送付)
[変更]

標記について、都市計画図を送付しますので、よろしくお取り計らい
願います。

- 1 . 総 括 図
- 2 . 計 画 図

注 1) 提出部数は、総括図 5 部、計画図 1 部である。なお、公印の要否は、各市町の判断による

注 2) 県都市・まちづくり推進課に各市町の都市計画図が備えられているので、新たな都市計画の決定変更により変更された部分について差し替えるものとする。

注 3) 都市計画図の送付は、都市計画法第 1 5 条の 2 の規定により、市町が作成するものとする。

都市計画の策定の経緯の概要

都市計画道路の
〔 決 定 〕
〔 変 更 〕

事 項	時 期	備 考
説 明 会	R 年 月 日	
公 聴 会	R 年 月 日	公述人の意見の概要
地方整備局長事前協議	R 年 月 日	回答：R . . .
市町村への意見照会	R 年 月 日	回答：R . . .
計 画 案 の 縦 覧	R 年 月 日から R 年 月 日まで	意見書の概要
県都市計画審議会審議	R 年 月 日	
国土交通大臣同意	R 年 月 日(予定)	
決 定 告 示	R 年 月 日(予定)	

注 1) 公聴会の公述人の意見の概要および計画案の縦覧に対する意見書の概要を備考に記入のこと。(別添でもよい)

注 2) 国土交通省協議等に用いる。

別紙2 都市計画の策定の経緯の概要

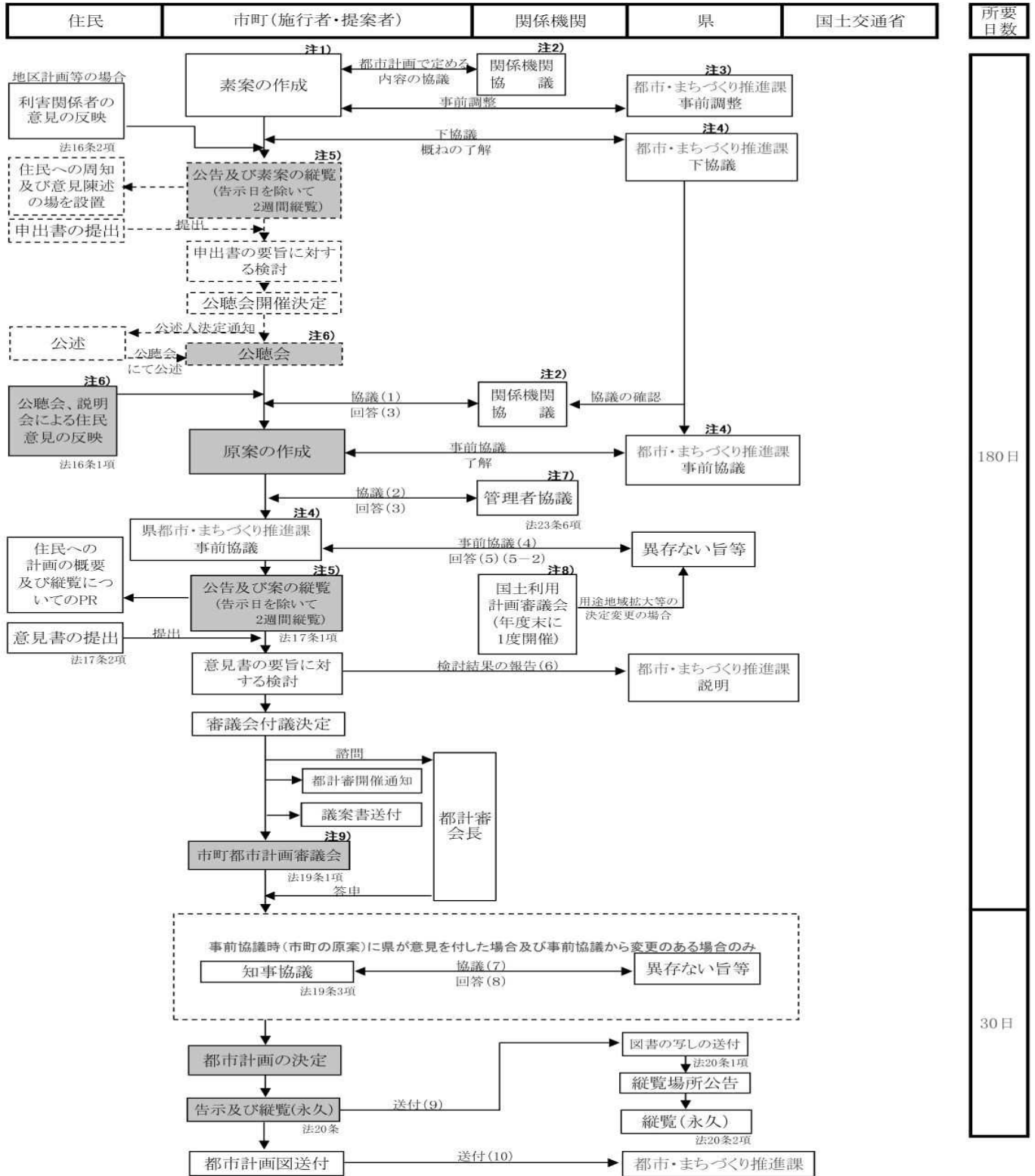
都市計画道路の 決定
変更
 (大分県決定)

手 続 き	年 月 日	番 号	備 考
(1)関係機関協議	R . .	第 号	
(2)23条6項協議の 下 協 議	R . .	第 号	
説 明 会	R . .		
公 聴 会	R . .	縦覧期間 R . . ~ R . .	公述人の意見の概要
(3)関係機関協議の回答	R . .	第 号	
(4)案の申し出	R . .	第 号	
(5)23条6項協議	R . .	都第 号	
(6)23条6項協議 の 回 答	R . .	第 号	
(7)事 前 協 議 (大臣同意)	R . .	都第 号	
(8)事前協議の回答 (大臣同意)	R . .	国九整分計建第 号	
(9)市町への意見照会	R . .	都第 号	
市町の審議会	R . .		
(10)意見照会の回答	R . .	第 号	
(11)市町へ縦覧依頼	R . .	都第 号	
(12)縦 覧 告 示 (計画案の縦覧)	R . .	県告第 号	縦覧期間 R . . ~ R . .
(13)意見書の報告	R . .	第 号	意見書の提出の有無
(14)意見書の概要の 写しの送付	R . .	都第 号	
(15)縦覧意見書の 検討結果報告	R . .	第 号	
(16)県都計審へ諮問 県都市計画審議会	R . .	都第 号	
(17)県都計審より答申	R . .	都審第 号	
(18)大臣同意協議	R . .	都第 号	
(19)大 臣 同 意	R . .	国九整分計建第 号	
(20)決 定 告 示	R . .	県告第 号	
(21)図書の写しの送付	R . .	都第 号	
(22)都市計画図の送付	R . .	第 号	

注) 少なくとも「 」印については予定(上旬、中旬、下旬)を記入し提出すること。

第3章 市町が定める都市計画の決定変更手続き

3-1 市町が定める都市計画のフローチャート



注) [] : 手続きの骨格をなすものであり、(1)~(10)については別紙に様式を示す。

所要日数については、公聴会・説明会等に係る日数を別途考慮すること。

注 1) [素案の作成]

素案は原則として市町が作成する。ただし、市町以外の施行者が明確な場合（事業実施と絡む案件）は、市町と協議のうえ施行者が作成する場合がある。

また、提案制度により提案があった場合で、各市町で定める提案制度手続きに関する要領等により、提案者が素案を作成することが明確な場合は提案者が作成する。

ただし、法定図書（計画書、計画図等）については施行者が作成した素案を基に市町が作成することとする。

注 2) [関係機関との協議]

- 1 都市計画の内容が他の機関の所管する事務に係る場合は協議する。県都市・まちづくり推進課との最初の協議に際して協議先の確認を行い、調整調書総括表（様式 - 3）を作成するものとする。遅くとも県都市・まちづくり推進課事前協議までには協議を完了し、事前協議資料に調整調書総括表を添付すること。なお、協議内容は記録し、協議経過を協議記録書（様式 - 2）に取りまとめて添付すること。（様式については県決定と同じ（2 - 2 都市・まちづくり推進課協議等様式））

例 施設管理者との法 2 3 条 6 項下協議

将来、当該施設管理者となる者との協議

事業課協議

事業実施主体、あるいは補助事務の窓口との協議

交差協議（他の道路、JR、河川、交差点など）

平面、立体を問わず、当該施設が交差する施設の管理者との協議、または、交通管理の観点から行う最寄りの警察署との協議

農政協議

農振地域内に影響を及ぼす場合に行う農政担当部局との協議

施設管理者との任意協議

当該施設と関連する河川・砂防、農業施設等の施設管理者との協議

土木事務所企画調査課との協議

都市計画決定・変更に係る協議

その他

林政協議、環境協議、文化財協議、国公有地協議等

- 2 この関係機関との協議は、施行者が素案・原案を作成する段階で、関係機関と協議を行い素案・原案を作成することにより、以後の手続きの円滑化を図るものである。
- 3 特に、法 2 3 条 6 項協議に該当するものについては都市計画決定権者の市町名において必ず協議文書を取り交わしておくこと。
- 4 協議する内容は実施協議ではなく都市計画で定める内容を協議するものであり詳細については実施協議に委ねること。（事業実施と絡む案件についてはこの協議と並行して施行者が実施協議を進める必要があるがその違いに留意すること。）

注 3) [事前調整]

素案作成段階において必要に応じて事前調整を行うこと。軽微な変更など簡単な案件については不要な場合が多い。

注 4) [事前協議] [下協議]

都市計画決定、変更の事前協議に係る審査の円滑化を図るため、県都市・まちづくり推進課との事前協議（下協議を含む）時には、法定図書（計画書、計画図等）の他に以下の資料を用意すること。

様式 - 1 調書に予め記入し、事前協議の際、これにより説明し、1部提出すること。

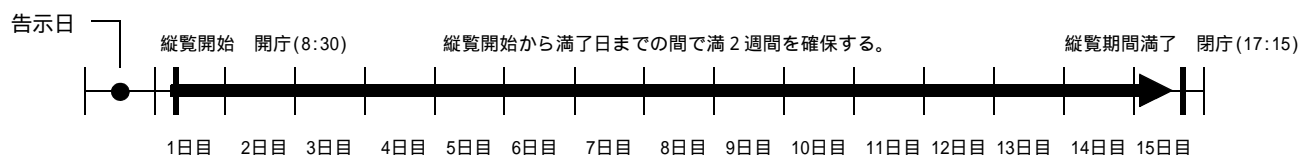
様式 - 2 協議記録書に事前協議に係る主な内容と次回打合せまでの検討課題等を記入するもので、打合せの際、市町担当者が記入し県都市・まちづくり推進課担当者の了解を得たうえ、1部提出すること。

様式については県決定と同じ。（2 - 2 都市・まちづくり推進課協議等様式）

注5) [公告及び案（素案）の縦覧]

縦覧期間は告示日の次の日（次の日が土日・祝日となる場合はその次の開庁日）から開始し、開始日から起算して15日目までとする。

また、期間の末日が土日・祝日にあたる場合は、満了日はその次の開庁日となる。



注6) [公聴会の開催等]

各市町で定める公聴会の開催等に係る規則等に基づき、住民意見を反映させる措置をとることとする。ただし、法の趣旨に鑑み、原案作成段階において十分な住民意見の反映ができるように留意する必要がある。

なお、参考までに県での公聴会等の取扱いを以下に示す。

【大分県における公聴会等の取扱い】

住民意見を反映させるために必要な措置としてあらかじめ素案についての公聴会を開催する。ただし、次の場合は公聴会を開催しなくてもよいものとする。

- ・都市計画の案の内容が名称の変更の場合
- ・変更の内容が軽微であって住民の利害関係に影響がないことが明らかな場合
- ・説明会の開催日時及び開催場所が事前に周知され、かつ、都市計画の素案の内容と内容についての具体的な説明が事前に行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されている場合
- ・大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成すべき場合など、やむを得ない事情があると認められる場合

なお、どのような案件であろうとも最低限、計画案についてその内容を関係する住民に理解してもらう、または周知徹底する等何らかの措置を講ずるよう留意すること。

注7) [管理者協議]

注2)の1で市町において下協議済みの法23条6項協議に該当する案件について都市計画決定権者として協議するものである。

注8) [国土利用計画審議会]

大分県土地利用基本計画の変更が必要な場合に諮問する。

例 公有水面埋め立てによる用途地域の拡大等

注9) [市町都市計画審議会]

事前協議の際に、県が意見を付して回答した場合にあっては、当該意見の対象となった都市計画を審議する都市計画審議会において、県の意見を提出するものとする。

注10) [素案、原案、案の言葉の説明]

このフローチャートでは「案」について3つの段階に分けた言葉使いをしている。厳密な定義ではないが以下のようなニュアンスで言葉の使い分けをしている。

素案：施行者・提案者の段階での案

原案：公聴会等で住民意見を取り入れた施行者の段階での案

案：県も同意（事前協議により異存ないの回答）をした段階での案

注11) [事前調整、下協議、事前協議の言葉の説明]

「協議」についても3つの段階に分けた言葉使いをしている。これを上記の「案」の段階と関連させて説明すると

事前調整：素案の段階での協議

下協議：素案から原案にする段階での協議

（主に説明会等を開催する場合に事前に市町と県の意見調整を行うもの）

事前協議：原案から案にする段階での協議

（ただし、事前協議の文書を県に提出するときは、実質上の協議は既に終了している段階であることに注意すること）

3 - 2 申請書類の様式 〔市町決定〕

(1) 関係機関協議(23条6項下協議を含む) (道路の例)

	番 号 年 月 日
注1) 国土交通省 大分 佐伯 河川国道事務所長 殿	
	市 町 長 名
都市計画道路の 決定 変更 について(協議)	
都市計画道路を次のように 決定 変更 したいので、都市計画において	注3)
定める内容について協議します。	
1. 都市計画の種類及び名称 種類： 都市計画道路 名称： . . . 号 線ほか 路線	
注2) 2. 添付書類 計 画 書 総 括 図 計 画 図 都市計画の策定のスケジュール 別紙1 その他必要な図書(参考図)	

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」「警察署」等である。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) 添付書類は当該協議に必要な部分のみでよい場合や正の書類(県への提出書類)の写し(図面関係では白焼図面)でもよい場合が考えられるなど、協議先により添付書類の簡素化が図られると思われるので協議先と協議すること。

なお、協議後計画図等に変更が生じた場合はすみやかに協議先と適切な処置を講じておくこと。

注3) 「都市計画において定める内容について協議」とは計画書や計画図に記載された事項を協議するということであり、実施時の詳細設計をした段階でないと判らない内容まで協議する必要はないということである。ただし、計画決定即実施という場合はこの限りではないが、この場合においても、実施協議は実施協議として並行して進め(実施協議は施行者に任せる)、「都市計画において定める内容について」これでよいか協議相手に確認をとり、都市計画決定変更についての協議を終了させること。

注4) 23条6項の下協議は原案作成者である市町が原案を作成する段階で、その都市施設を管理することとなる者と事前に協議を行い原案を作成することにより、以後の手続きを円滑に進めるためのものである。

なお、23条6項協議に該当するものとは管理者が管理する都市施設を決定または変更する場合である。

例えば、市道の都市計画道路を直轄国道に交差する形で新規決定する場合で直轄国道の変更を伴わないときは23条6項協議に該当せず、単なる交差点協議となるので、この協議文書の取り交わしで足りる。

〔 市町決定 〕

(2) 23条6項協議

(道路の例)

	番 号 年 月 日
注1) 国土交通省 [大分] 河川国道事務所長 殿	
	市 町 長 名
都市計画道路の [決定] について (協議)	
都市計画道路を次のように [決定] したいので、都市計画法第23条	
第6項の規定に基づき協議する。	
1. 都市計画の種類及び名称 種類： 都市計画道路 名称： . . . 号 線ほか 路線	
2. 添付書類 計 画 書 総 括 図 計 画 図 都市計画の策定のスケジュール 別紙3 その他必要な図書 (参考図)	

注1) 協議先の例としては「道路管理者」「河川管理者」「JR」等である。なお、公印要否については、協議先に確認すること。

注2) この協議は都市計画決定権者の市町が23条第6項に基づく施設管理者との協議である。

(3) 関係機関協議 (23条6項協議) の回答

(道路の例)

	番 号 年 月 日
市 町 長 殿	
	関係機関の長 (都市施設管理者)
都市計画道路の [決定] について (回答)	
令和 年 月 日付け 第 号で協議のありました標記の件については、異存ありません。 (令和 年 月 日付け 第 号で協議のありました標記の件については、実施設計策定時に詳細協議を行うことを条件として同意する。)	

注) 公印の要否は、各市町の判断による。

[市町決定]

(4) 事前協議

(道路の例)

		番 号		年 月 日
大分県知事	殿			
				市 町 長 名
都市計画道路の	[決定]	(市	決定)	について (事前協議)
	[変更]	(町		
標記について、都市計画法	[第 1 9 条第 3 項			
	[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法			
第 1 9 条第 3 項]	の規定により協議します。			
1 . 都市計画の種類及び名称				
種類： 都市計画道路				
名称： . . 号	線ほか	路線		
2 . 添付書類				
計 画 書				
総 括 図				
計 画 図				
都市計画の策定の経緯の概要	別紙 3			
その他必要な図書 (参考図)				

注) 公印の要否は、各市町の判断による。

[市町決定]

(5) 事前協議の回答

(道路の例)

		都 第 号		年 月 日
(公印省略)				
市 町 長	殿			
				大分県知事
都市計画道路の	[決定]	(市	決定)	について (回答)
	[変更]	(町		
令和 年 月 日付け都第 号	で協議のありました標記の件について			
は、異存ありません。				
なお、本計画に変更が生じた場合は、貴市町都市計画審議会後に再度協議を行って				
ください。				
(令和 年 月 日付け 第 号	で協議のありました標記の件について、			
都市計画法第 2 4 条第 6 項の規定により別紙のとおり意見を付して必要な				
措置をとるべきことを求めます。)				
	記			
. . 号	線ほか	路線		

(5 - 2) 函書の写しの送付

(道路の例)

市町都市計画担当者 殿

都市計画道路の決定（変更）について、別紙のとおり回答書を送付しますので、告示の手続きが完了後、その写しを都市・まちづくり推進課に送付してください。

注）異存ない旨の回答をした場合のみ（ 5 ）に添付する。

[市町決定]

(6) 縦覧意見書の検討結果報告

(道路の例)

番 号
年 月 日

大分県土木建築部長 殿

市 町 長 名

都市計画道路の

決定
変更

 (市 町 決定) に係る縦覧の意見書

の検討結果について（報告）

標記について、下記により報告します。

記

- 1 . 都市計画の種類及び名称
種類： 都市計画道路
名称： . . 号 線ほか 路線
- 2 . 縦覧期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 . 縦覧者 名
- 4 . 意見書の有無
- 5 . 意見書の要旨および処理方針 注1,2)

注 1) 意見書が無い場合は、「 5 . 意見書の要旨及び処理方針」は省略する。なお、公印の要否は、各市町の判断による。

注 2) 意見書がある場合は、意見書の要旨および処理方針を県決定の別紙様式を参考に提出すること

注 3) 縦覧の P R をした市町報の写しをこのときに提出すること。

[市町決定]

(7) 協議

(道路の例)

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定] (市)
[変更] (町) 決定) について (協議の申出)

都市計画道路を次のように [決定] したいので、都市計画法 [第 19 条]
[変更] [第 21 条]

第 3 項
第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 3 項] の規定により協議します。

1 . 都市計画の種類及び名称

種類： 都市計画道路

名称： . . 号 線ほか 路線

2 . 添付書類

計 画 書

総 括 図

計 画 図

都市計画の策定の経緯の概要 別紙 3

その他必要な図書

注) 事前協議時(市町の原案)に県が異存ない旨の回答をした場合で、かつ、原案の内容と同一の場合は本協議は不要とする。なお、公印の要否は、各市町の判断による。

[市町決定]

(8) 協議の回答

(道路の例)

(公印省略)		都 第 号 年 月 日
市 町 長	殿	
		大分県知事
都市計画道路の	〔 決定 〕 〔 変更 〕	(市 町 決定) について (回答)
令和 年 月 日付け都第 号		で協議のありました標記の件について
は、異存ありません。		
	記	
	・ ・ 号	線ほか 路線

(8 - 3) 図書の写しの送付

(道路の例)

市 (町) 都市計画担当者 殿
都市計画道路の決定 (変更) について、別紙のとおり回答書を送付しますので、告示の手続きが完了後、その写しを都市・まちづくり推進課に送付してください。

[市町決定]

(9) 図書の写しの送付

(道路の例)

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定] (市) の図書の写しの送付について
[変更] (町)

都市計画法 [第 1 9 条第 1 項]
[第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項]

の規定により 都市計画道路を [決定] したので [同法 2 0 条第 1 項]
[変更] [同法 2 1 条第 2 項の規定]

[同法 2 0 条第 1 項] の規定により図書の写しを送付します。
注 1)

1 . 都市計画の種類及び名称

種類 : 都市計画道路

名称 : . . 号 線ほか 路線

注 1) 図書の写しとは、総括図、計画図、計画書の写しである。

(ただし、この図書は事前協議時又は本協議時に提出されたもの同一の場合は決定告示文書の写しを送付する。)なお、公印の要否は、各市町の判断による。

[市町決定]

(道路の例)

(10) 都市計画図の送付

番 号
年 月 日

大分県土木建築部長 殿

市 町 長 名

都市計画道路の [決定] に係る都市計画図について(送付)
[変更]

標記について、都市計画図を送付しますので、よろしくお取り計らい
願います。

1 . 総 括 図

2 . 計 画 図

注1) 提出部数は、総括図5部、計画図1部である。なお、公印の要否は、各市町の判断による。

注2) 新たな都市計画の決定変更により変更された部分について差し替えるものとする。

別紙3 都市計画の策定の経緯の概要

都市計画道路の 決定
変更
(市町決定)

手 続 き	年 月 日	番 号	備 考
(1)関係機関協議	R . . .	第 号	
説 明 会	R . . .		
公 聴 会	R . . .	縦覧期間 R . . . ~ R . . .	公述人の意見の概要
(2)23条6項協議	R . . .	第 号	
(3)関係機関協議回答 (23条6項協議回答)	R . . . R . . .	第 号 第 号	
(4)事前協議	R . . .	第 号	
(5)事前協議の回答	R . . .	都第 号	
縦 覧 告 示 (計画案の縦覧)	R . . .	告第 号	縦覧期間 R . . . ~ R . . .
(6)縦覧意見書の 検討結果報告	R . . .	第 号	
市町の都市計画審議会	R . . .		
(7)市町：知事協議	R . . .	第 号	
(8)市町：協議の回答	R . . .	都第 号	
決 定 告 示	R . . .	告第 号	
(9)図書の写しの送付	R . . .	第 号	
(10)都市計画図の送付	R . . .	第 号	

注) 少なくとも「 」印については予定(上旬、中旬、下旬)を記入し提出すること。

第4章 環境影響評価法

平成5年に環境基本法が制定されたことを契機として、平成9年に環境影響評価法が成立し、平成11年6月12日から施行されている。

また、大分県においては平成11年3月に大分県環境影響評価条例を制定している。

なお、平成25年4月1日からの改正環境影響評価法の全面施行に伴い、大分県環境影響評価条例についても同年3月に改正を行い、同年9月に施行されている。

平成29年3月に大分県環境影響評価条例の一部を改正し、太陽光発電などの発電事業が環境影響評価の対象事業となり、平成30年1月1日から施行されている。

4-1 環境影響評価法の概要

(1) 概要

目的(第1条)

環境基本法第20条は、環境影響評価を推進するために国が必要な措置を講ずることを求めている。これを受けて、本法は、国の制度として、環境影響評価の具体的な手続等を規定している。

本法では、目的として、次の点を明らかにしている。

- ・環境影響評価が環境の保全上極めて重要であるとの認識に立っていること
- ・国等の責務を明らかにするとともに、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定め、環境影響評価の結果を事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること
- ・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とすること

定義(第2条)

ア)「環境影響評価」(第2条第1項)

本法において「環境影響評価」とは、

- ・事業実施の環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価
- ・その過程における事業に係る環境の保全のための措置の検討
- ・その措置が講じられた場合における環境影響の総合的な評価

という事業者内部において行われる行為を指すものである。

なお、地方公共団体や住民等といった外部の者の意見提出や、許認可等への反映など外部手続については、この定義に含まれず、「環境影響評価その他の手続」の「その他の手続」に該当するもの。また、「環境影響」には、事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれている場合には、これらの活動に伴って生ずる影響が含まれる。

イ) 対象事業関係(「第一種事業」: 第2条第2項、「第二種事業」: 第2条第3項、「対象事業」: 第2条第4項)

本法の対象とする事業については、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を選定している。

必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業(「第一種事業」)を定めるとともに、第一種事業に準ずる規模を有する事業(「第二種事業」)を定め、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)を導入。なお、第一種事業及び第二種事業の具体的な事業種や規模については、政令で定めることとしている。

本法における「対象事業」とは、第3条の2(配慮書の作成)以降の手続きが義務付けられた第一種事業及び第5条(方法書の作成)以降の手続が必要と判定された第二種事業を指すもの。また、「第二種事業」は、スクリーニングの判定が行われる前の事業を指し、スクリーニングの判定が行われた後は第二種事業とは概念されない。

ウ)「事業者」(第2条第5項)

本法における「事業者」とは、「対象事業を実施しようとする者」と定義している。

国等の責務(第3条)

国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、低減することその他の環境の保全について適正な配慮がなされるように、それぞれの立場で努めなければならない。

環境影響評価の手続

ア) 計画段階配慮事項についての検討(第3条の2、第3条の10)

第一種事業を実施しようとする者は、計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(「事業実施想定区域」)における、環境保全のために配慮すべき事項(「計画段階配慮事項」)についての検討を行わなければならない。

* 第二種事業を実施しようとする者については、時魚実施想定区域における計画段階配慮事項についての検討を行うことができる。

イ) 計画段階環境配慮書の手続(第3条の3～第3条の9)

第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書(「配慮書」)を作成しなければならない。

第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

主務大臣は、必要に応じ、第一種事業を実施しようとする者に対し、環境保全上の意見を書面により述べることができる。(主務大臣の意見提出期間は政令で原則90日以内と定められている。)

第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境保全上の意見を求めるように努めなければならない。

* 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表する。

ウ) スクリーニング：第二種事業についての判定(第4条)

第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の許認可等を行う行政機関(許認可等権者)に、事業の実施区域や概要等を届け出なければならない。

当該行政機関は、都道府県知事に意見を聴いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかを判定する(届出の日から60日以内に、判定結果を事業者へ通知)。

* 判定の基準：環境大臣が定める基本的事項に基づき、主務大臣が環境大臣に協議して省令で定める。
なお、事業者の判断により、判定を経ずしてスコーピング以降の手続を行うことが可能である。

エ) スコーピング：環境影響評価方法書の手続(第5～10条)

事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等について環境影響評価方法書(「方法書」)を作成しなければならない。

事業者は、方法書を、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に送付しなければならない。

* 関係地域：事業の環境影響を受けると認められる地域。その基準は主務大臣が環境大臣に協議して省令で定める。

事業者は、公告・縦覧。環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境保全上の意見を提出(縦覧期間は1月間。意見提出期間は、縦覧期間+2週間)。意見の概要は、関係の都道府県知事及び市町村長に送付しなければならない。

都道府県知事は、市町村長の意見を聴いた上で、事業者に対し、環境保全上の意見を書面により述べることができる。(知事の意見提出期間は政令で原則90日以内と定められている。)

オ) 環境影響評価の実施(第11～13条)

事業者は、都道府県知事の意見や環境の保全の見地から意見を有する者の意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づいて環境影響評価を実施しなければならない。

い。事業者は、選定に当たり必要があれば、主務大臣の技術的助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出が可能である。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針については、環境大臣が基本的事項を定め、これに基づき、主務大臣が環境大臣に協議して省令で定める。

力) 環境影響準備書の手続 (第14～20条)

事業者は、オ)の結果について、環境影響評価準備書(「準備書」)を作成しなければならない。

事業者は、準備書を、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に送付しなければならない。

事業者は、公告・縦覧し、説明会を開催。環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境保全上の意見を提出(縦覧期間は1月間。意見提出期間は、縦覧期間+2週間)。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、関係都道府県知事及び市町村長に送付しなければならない。

都道府県知事は、市町村長の意見を聴いた上で、事業者に対し、環境保全上の意見を書面により述べることができる。(知事の意見提出期間は政令で原則120日以内と定められている。)

キ) 環境影響評価書の手続 (第21～27条)

事業者は、力)の手続を踏まえて、環境影響評価書(「評価書」)を作成し、許認可等権者へ送付しなければならない。

評価書について、環境大臣は必要に応じ許認可等権者に対し環境の保全上の意見を提出し、許認可等権者は、当該意見を踏まえて、事業者に環境保全上の意見を書面により述べるができる。

事業者は、環境大臣の意見や許認可等権者の意見を受けて、評価書を再検討し、必要に応じ追加調査等を行った上で評価書を補正しなければならない。

事業者は、最終的な評価書を公告・縦覧しなければならない(縦覧期間は1月間)。

ク) 対象事業の内容の修正等 (第28～30条)

方法書の公告から評価書の公告までの間に対象事業の目的及び内容を修正しようとする場合に、修正後の事業が対象事業である場合は、軽微な修正その他の政令で定める修正に該当しない限り、方法書の手続からやり直すことが必要である。

事業内容の修正の結果、修正後の事業が第二種事業に該当する場合は、スクリーニングの判定を受けることができる。

対象事業を実施しないこととした場合、修正後の事業が第一種事業でも第二種事業でもなくなった場合、他の者に事業を引き継いだ場合は、所要の通知・公告を行った後に、本法の手続から抜けることができる。

事業を引き継いだ者は、引継前の事業者が既に行った手続を免除される。

ケ) 対象事業の実施の制限 (第31条)

事業者は、評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。

評価書の公告後に、対象事業の目的及び内容を変更して事業を実施しようとするときは、事業規模の縮小、軽微な変更その他の政令で定める変更該当しない場合には、再度環境影響評価その他の手続を経て評価書を公告するまで、事業実施が制限される。

コ) 評価書の公告後における環境影響評価の再実施 (第32条)

事業者は、評価書の公告後、環境の状況の変化その他の特別な事情により必要があると認めるときは、環境影響評価手続の再実施が可能である。

サ) 許認可等における環境保全の審査 (第33～37条)

許認可権者は、対象事業の許認可等の審査に当たり、評価書及び評価書に対して述べた意見に基づき、対象事業が環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、その結果を許認可等に反映できる。環境の保全についての審査の結果と許認可等の審査の結果を併せて判断し、許認可等を拒否したり、条件を付けることができる。

シ) 事業者の環境保全上の配慮 (第38条)

事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全について適正な配慮をして事業を実施することが義務づけられる。

ス) 報告書作成の手続(第38条の2～第38条の5)

評価書の公告を行った事業者は、環境保全措置、事後調査及び事後調査により判明した環境の状態に応じて講ずる環境保全措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書(「報告書」)を作成しなければならない。

事業者は、報告書を作成したときは、評価書の送付を受けた者(免許等を行うもの等)にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。

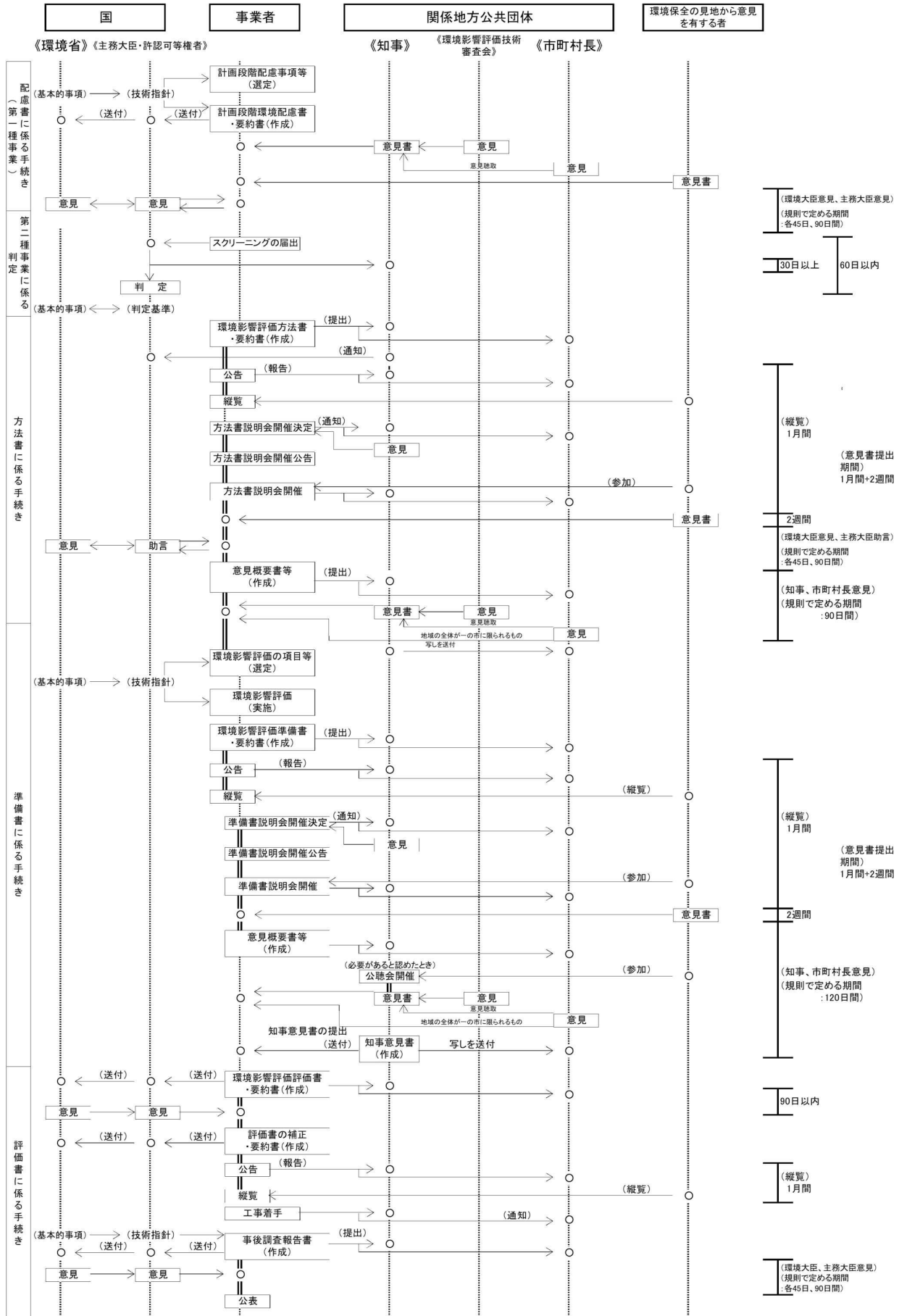
* 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表する。

地方自治体の条例との関係(第60条、第61条)

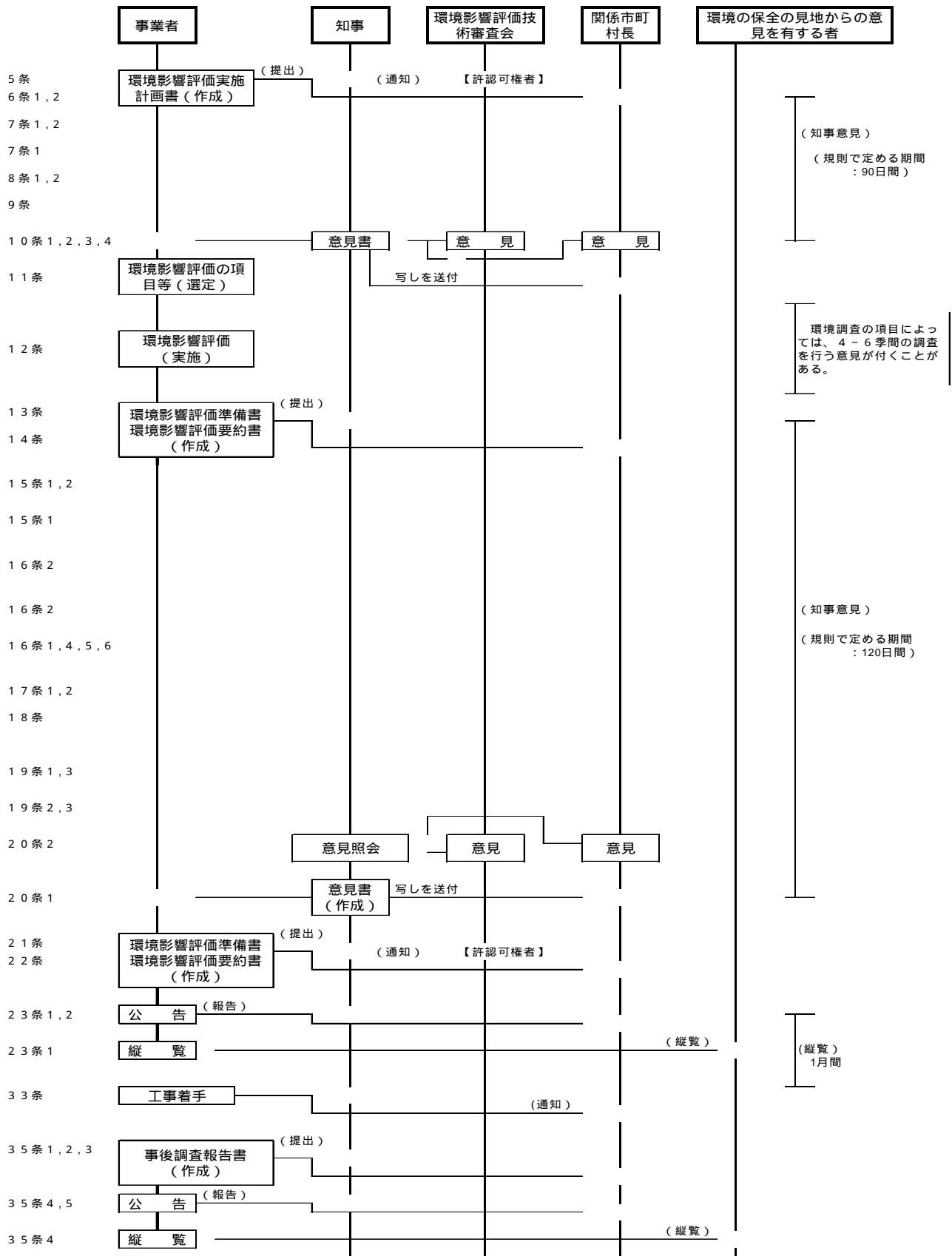
第二種事業(スクリーニングの判定前のもの)にも対象事業にも該当しない事業についての一連の環境影響評価手続、第二種事業や対象事業に係る環境影響評価についての当該地方自治体における手続(*)に関する事項を条例で定めることは妨げられない。

* 例えば首長意見の形成のために地方公共団体が公聴会や審査会を開催することなど

環境影響評価法の手続の流れ

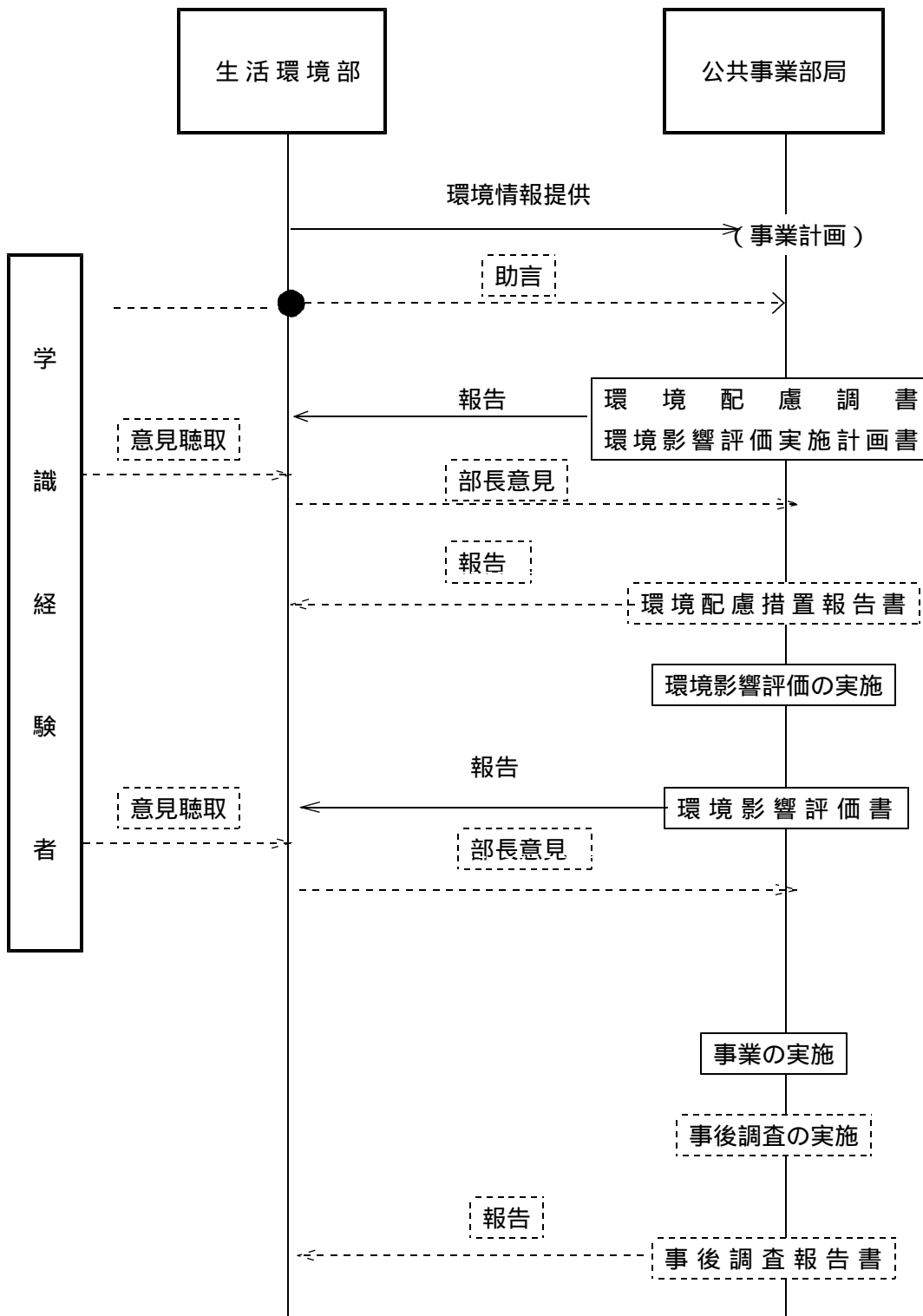


大分県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手の流れ (第2種対象事業)



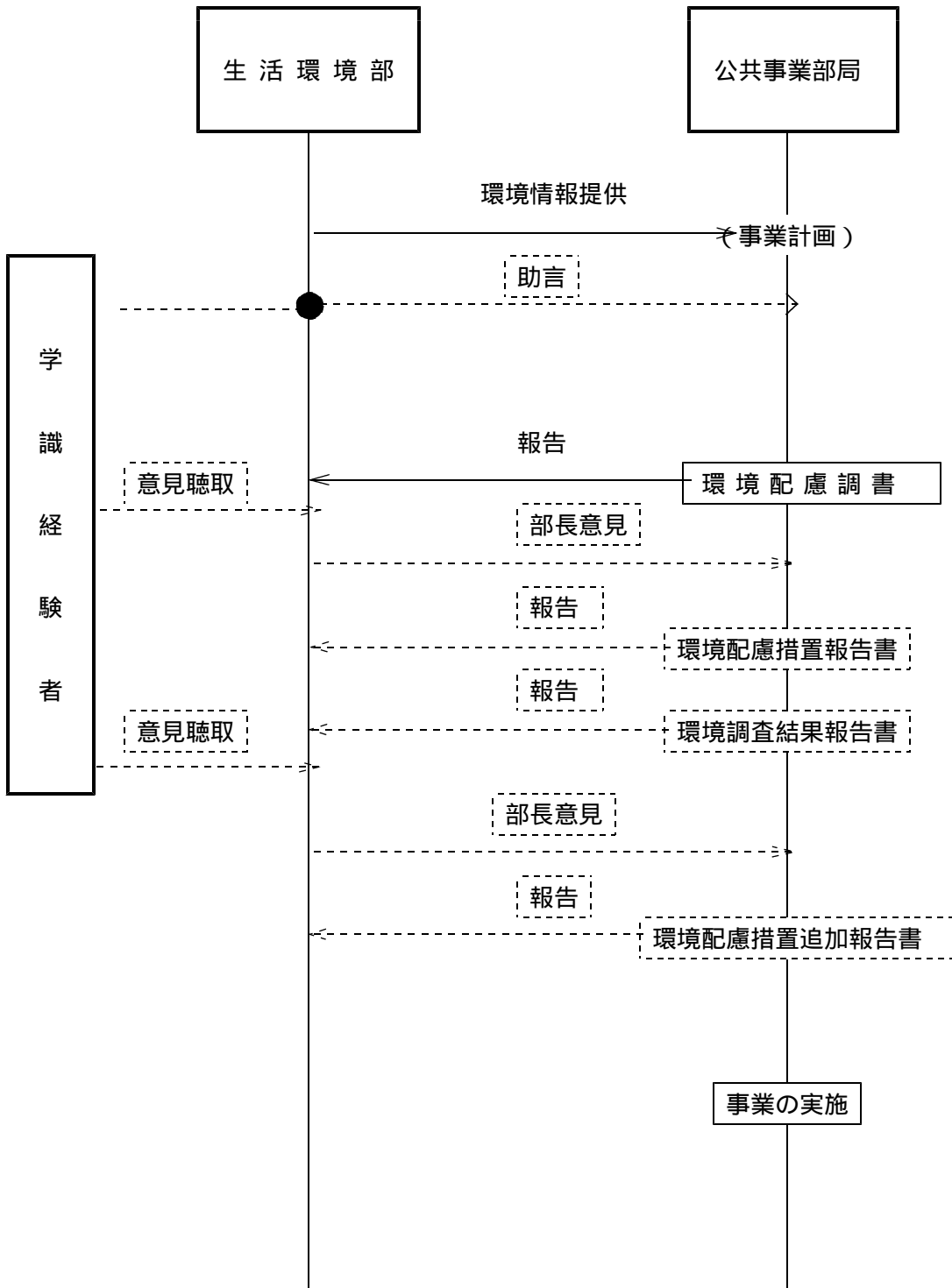
大分県環境配慮推進要綱に基づく手続の流れ

第1 対象事業



内の行為等は、必要に応じて行う。

第2 対象事業



内の行為等は、必要に応じて行う。

4-2 環境影響評価法対象事業一覧

		環境影響評価法		大分県環境影響評価条例		大分県環境配慮推進要綱	
		第1種事業	第2種事業	第1種対象事業	第2種対象事業	第1対象事業	第2対象事業
1 道路	高速自動車国道	すべて					
	首都高速道路など	4車線以上					
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上、7.5～10km				幅員4m以上、2km以上
	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上、15～20km				幅員4m以上、2km以上
	県道			4車線7.5km以上			幅員4m以上、2km以上
	市町村道			4車線7.5km以上			
	農道						幅員4m以上、2km以上
2 河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha				湛水面積1ha以上
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha				
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて					
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km				
4 飛行場		滑走路2500m以上	滑走路1875～2500m				
5 発電所	水力	出力3万kW以上	出力2.25万～3万kW	出力2.25万kW以上	出力1.5万～2.25万kW		
	火力	出力15万kW以上	出力11.25万～15万kW	出力11.25万kW以上	出力1.5万～2.25万kW		
	地熱	出力1万kW以上	出力0.75万～1万kW	出力0.75万kW以上	出力0.5万～0.75万kW		
	原子力	すべて	—				
	風力	出力1万kW以上	出力0.75万～1万kW	出力0.75万kW以上	出力0.5万～0.75万kW		
	太陽光発電所	出力4万kW以上	出力3万～4万kW	敷地全体の面積20ha以上			
6 廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積25～30ha	面積25ha以上	面積5～25ha		
	ごみ焼却施設			処理能力200t/日以上			
	し尿処理施設			処理能力100kL/日以上			
7 埋立て、干拓		面積50ha超	面積40～50ha	面積40ha以上	面積20～40ha	面積1ha以上	
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75～100ha				面積1ha以上
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75～100ha				面積1ha以上
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75～100ha				
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75～100ha				
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75～100ha	面積75ha以上	面積30～75ha		面積1ha以上
13 宅地の造成の事業(工場用地等を含む。)		面積100ha以上	面積75～100ha				
	住宅用地造成事業			面積75ha以上	面積30～75ha		面積1ha以上
	工場用地造成事業			面積75ha以上	面積30～75ha		面積1ha以上
14 工場等の建設				排ガス量10万Nm ³ /h以上 排水量1万m ³ /日以上			
15 運動又はレクリエーション施設用地造成事業				面積75ha以上	面積30～75ha		面積1ha以上
16 ゴルフ場用地造成事業				面積50ha以上	面積10～50ha		
17 その他の土地開発事業				面積75ha以上	面積30～75ha		面積1ha以上
18 港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上		埋立・掘込み面積150ha以上		新規、改訂	
19 農村地域工業導入計画						面積20ha以上	
20 産業廃棄物処理施設						すべて	
21 海岸整備							延長500m以上
22 農用地の造成							面積1ha以上
23 大学、研究施設の建設							延べ床面積5000m ² 以上
24 建築物の建設							延べ床面積5000m ² 以上

4 - 3 都市計画特例の概要

都市計画に定められる対象事業等に関する手続について（第38条の6～46条）

特例の趣旨

対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、当該都市計画の決定又は変更をする都道府県又は市町村（二都府県にまたがる都市計画にあつては、国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）が、事業者に代わるものとして、当該対象事業についての環境影響評価手続を行うこととしている。

特例の概要

(1)配慮書の手続について

第一種事業に係る配慮書の手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画決定権者とする。（第38条の6関係）。

(2)第二種事業に係る判定について

第二種事業に係る判定については、第二種事業に係る届出を行う主体を都市計画決定権者とするほか、届出先に都市計画の同意等を行う国土交通大臣又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）を加え、届出を受けた事業の免許等を行う者と都市計画同意権者が、都道府県知事の意見を求めた上で、第二種事業に係る判定を行うものとする（第39条関係）。

(3)方法書から準備書までの手続について

方法書から準備書までの手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画決定権者とする（第40条関係）。この場合において、次のような規定を整備する。

準備書の公告を都市計画の案の公告と併せて行うこと（評価書についても同様の規定を整備）（第41条第1項関係）。

準備書の縦覧を都市計画の案の縦覧と併せて行うこと（評価書についても同様の規定を整備）（第41条第2項及び第3項関係）。また、これに伴い、都市計画の案の縦覧期間等を準備書の縦覧期間等と合わせること（第42条第1項関係）。

一般意見の内容が、準備書に対するものか都市計画の案に対するものか判別できないときに、そのいずれでもあるとみなすこと（第41条第4項関係）。

(4)評価書の作成等について

評価書の作成等を行う主体を都市計画決定権者とするとともに、事業の免許等を行う者と都市計画同意権者の両者が、環境大臣の意見を聴いた上で、都市計画決定権者に対し評価書について意見を述べるができるものとする（第40条第2項で読み替える第24条関係）。また、都市計画決定権者は、評価書の補正の判断に当たり、都市計画審議会に都市計画の案と併せて付議するものとする（第41条第5項関係）。

(5)環境影響評価の結果の反映について

環境影響評価の結果は、事業の免許等の処分に反映されるほか、都市計画決定権者が、都市計画決定を行うに当たり評価書の記載により環境の保全が図られるようにするとともに、都市計画同意権者が、当該都市計画が環境の保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとする（第42条第2項及び第3項関係）。

(6)報告書の作成について

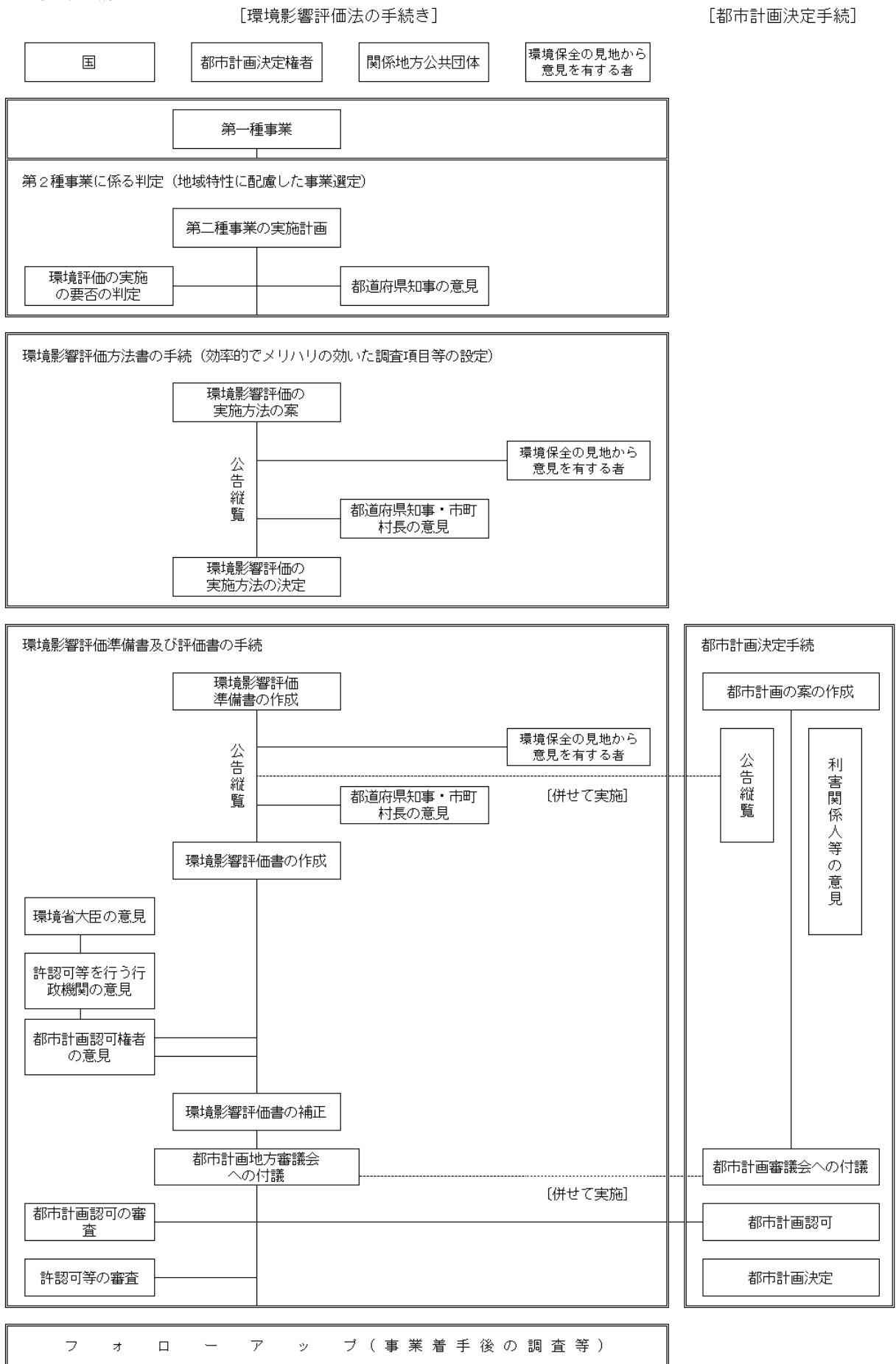
報告書の手続については、環境影響評価手続を行う主体を都市計画事業者とする（第40条の2関係）。

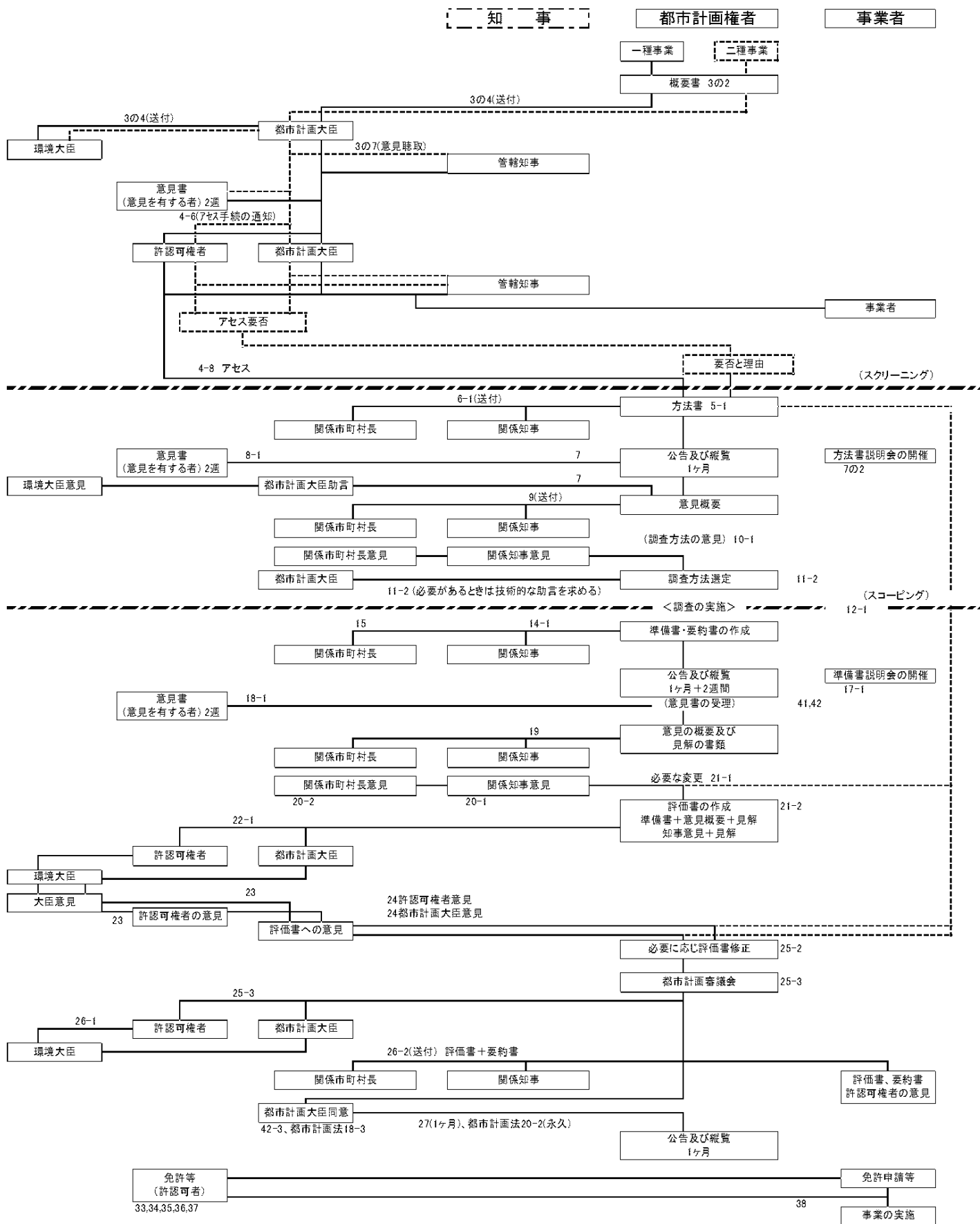
(7) その他

事業者の行う環境影響評価との調整規定を整備するとともに（第44条関係）、都市計画決定権者が環境影響評価手続を行うために必要な協力を事業者に求めることができるものとする（第46条関係）。

4 - 4 都市計画特例の手続き

手続の基本的な流れ





第5章 その他

5-1 都市計画の図書

- 1 総括図（1/25,000以上）

市町の都市計画図（都市計画区域内の都市計画状況が全て入っているもの）を使用する。決定、変更する場合は、該当する都市施設、地域地区等の区域を赤、変更前の区域等を黄で表示する。

廃止の場合は、該当する部分を黄で表示する。

地域地区、地区計画の決定、変更する場合は、名称・種類・面積を表示する。

用途地域を決定、変更する場合は、各用途地域の凡例に従って決定・変更後の区域内を着色する。

道路は、種別・名称・延長・幅員・車線数・起点及び終点（ 、 ）を赤（廃止の場合は黄）で表示し、その他の都市施設は、種別・名称・面積・処理能力等を赤（廃止の場合は黄）で表示する（計画決定、変更の対象都市施設のみ）。なお、同一路線に異なる車線数が存する場合は、区間毎に車線数を表示する。

関係する県決定と市町決定の案件を同時に行う場合、県決定の案件として使用する総括図には、同時に市町決定で定めようとする案件を青で表示する。市町決定の場合はこの逆とする。凡例を表示する。
- 2 計画図（1/2,500以上）

図面中の既決定都市施設の区域を全て黒（または茶）線（ロットリング0.4mm）で表示する。土地区画整理事業区域等も表示すること。ただし、地域地区の決定、変更の場合で、区域の範囲が既決定都市施設等によらない場合はその限りではない。

都市施設、地域地区等の区域、名称等の記載方法は総括図と同じとする（廃止する場合は計画図は省略）。道路は、起点及び終点の位置（地番等）及び構造形式を赤で表示すること。なお、同一路線に異なる構造形式が存する場合は、区間毎に構造形式を表示する。

公園、地区計画、土地区画整理事業等の場合は、区域の表示を明確にするため測点を設けて「測点A～Bは地番界」等の表示により補足するものとする。また、地域地区等で、都市施設等の境界から一定距離等により区域を表示する場合は、一定距離等の表示を行うこと。

地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めたときは、地区整備計画の区域についても表示する。地区整備計画の計画事項のうち、地区の細区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限等の図面表示が必要なものについては、計画図に表示する。

幅員、区域の拡大・減少の場合は、変更後の区域を赤の実線で表示し、変更前の区域を黄の実線で表示すること。

関係する県決定と市町決定の案件を同時に行う場合、県決定の案件として使用する計画図には、同時に市町決定で定めようとする案件を青で表示する。市町決定の場合はこの逆とする。凡例を表示する。
- 3 参考図
道路の場合（例）
 - 平面図
 - ・計画図の根拠となる道路計画を表示したもの。
 - 標準断面図（1/50程度）
 - ・計画書の車線数、幅員、構造形式が複数存する場合はそれぞれ作成する。
 - 縦断面図（V=1/200、H=1/1,000程度）
 - ・決定区間を表示する。
 - 横断面図（1/200～1/100）
 - ・必要に応じて添付する。
 - 交差点詳細図（1/500～1/300）
 - ・都市計画道路及び国県道の交差点は全て作成し、必要に応じて交差点位置図を作成する。
 - ・計画決定の区域を赤線で示す。
 - ・道路断面の変化点毎に横断面図を示す。
 - ・停止線長、滞留長、本線シフト長、減速シフト長、隅切り長、隅切り半径を表示する。
 - 立体交差（平面図、縦断面図、横断面図）
 - ・鉄道または道路と立体交差する場合に必要で、交差協議に用いた図面とする。
 - 橋梁一般図
 - ・河川協議に用いた図面とする。

参考資料

 - ・交通量配分検討資料
 - ・交差点解析検討資料
 - ・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

公園等の場合（例）

平面図

・施設の配置、区域設定の根拠が判るもの。

求積図

・区域面積の算出根拠となるもの。

字図

・計画区域を赤線で表示する。

その他

・施設の配置、区域設定等を表示する横断図等。

・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

下水道の場合（例）

処理場、ポンプ場の平面計画図

その他

・処理施設等の場合、計画位置の検討、能力の検討等を行った資料

・都市計画アセスとして環境影響評価等を行っている場合は、その関係資料

4 図面タイトル

図面は白出しで折り、下図を参考にタイトルを貼り付ける。（サイズ 10cm×10cm）

なお、法規図書（総括図、計画図）の総図面数に参考図書の図面数を加えないこと。

図面袋は、原則として法規図書と参考図書を別にするものとし、図面目録を貼り付ける。

法規図書	参考図書
総括図 (全 葉中の1)	交差点平面図 (全 葉中の)
縮尺 1/10000	縮尺 1/500
大分県決定	大分県決定

5 大臣同意の対象となる案件の場合

大臣同意の対象となる案件については、図書（参考資料を含む）を原案提出の時点で県都市計画課に2部提出するものとする。なお、他省庁協議が必要な場合は、添付書類部数の追加あり。（随時指示）

大臣同意の対象でない県決定案件、市町決定案件の県都市・まちづくり推進課への提出は1部とする。市町においても、決定区分を問わず必ず1部作成し、都市計画決定告示後は永久縦覧図書（縦覧の対象は計画書と法規図書）として適正管理を行うこと。

5 - 2 道路に係る都市計画の取扱いについて

1 都市施設（道路・公園）に係る都市計画に関する、都市計画決定権者の区分及び大臣同意の要否の区分
平成10年11月の政省令改正前にすでに都市計画決定された「車線の数」が定められていない道路及び公園に関する平成24年4月1日以降に行う都市計画変更については、以下のとおりとする。

政省令改正後、初めての都市計画変更の際に、当該変更と併せて、「車線の数」を都市計画に定める。
に係る都市計画変更のうち、市町村道（国道、県道以外の道路）の都市計画決定権者は、市町村となる。（別紙 - 1 のとおり）

公園については、10ha未満の公園、10ha以上のものであって国又は県以外が設置する公園の都市計画決定権者（変更含む）は市町村となる。

また、変更前が県決定に係るもの（国又は県が設置する10ha以上の公園）であり、変更することにより市町村が決定すべきもの（国又は県が設置する10ha未満の公園）になる場合と、逆に、変更前が市町村決定に係るものであり、変更することにより県が決定すべきものになる場合のいずれにあってても、当該都市計画の変更の手続きは県が行うものとする。

（別紙 - 1）

県道・市町村道等の都市計画決定権者及び大臣同意の要否

モデルケース	道路種別	(A)車線の数が定められていない変更前の都市計画				(A) (B)の都市計画変更(車線の数を定める)		(B)変更後の都市計画			
		幅員 (1)	車線の数	決定権者	大臣認可	決定権者	大臣同意	幅員	車線の数	決定権者	大臣同意
例1	市町村道	15m	-	市町村	不要	市	不要	25m	4車線	市町村	不要
例2	市町村道	16m	-	県知事	必要	市	不要	16m	2車線	市町村	不要
例3	県道	16m	-	県知事	不要	県	不要	16m	2車線	県	不要
例4	国道	16m	-	県知事	必要	県	必要	25m	4車線	県	必要

(1) 市町村道の決定権者は幅員16m以上が県知事決定（平成10年11月以前のもの）

「車線の数」の取扱い

「車線」の定義

道路構造令第2条第5号に規定する車線（一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。））をいう。

都市計画に「車線の数」を定めない道路

第三種第五級及び第四種第四級の道路、歩行者専用道路、自転車専用道路、都市モノレール専用道、路面電車その他の車線がない道路については、車線の数を定めないこと。

一路線に車線の数が異なる区間がある場合の都市計画に定める「車線の数」

当該路線の延長の二分の一以上の区間を占める車線の数を採用する。

なお、道路に係る都市計画の決定権者及び大臣同意の要否は、以下のとおり区分されている。

道路種別	道路種類	決定権者
自動車専用道路	高速自動車国道 一般国道 首都高速道路 阪神高速道路	県
	その他	県
幹線街路	一般国道	県
区画街路	都道府県道	県
	市町村道等	市町村

は大臣同意を要する都市計画

2 道路に係る都市計画図書の書式例について

(書式例)

計画書に、標準となる「車線の数」を記載するものとする。なお、同一路線に異なる「車線の数」が存する場合は、最も延長の長い「車線の数」を標準となる「車線の数」とする。ただし、特殊街路その他の車線がない道路においては、「車線の数」は定めない。

異なる「車線の数」が存する場合には、「車線の数の内訳」を設けることとし、それぞれの「車線の数」毎の延長を記載する。なお、交差点等局所的に車線の数異なる場合及び立体交差部分で側道を設ける場合については、異なる車線の数として取り扱わない。

「車線の数」は計画図及び総括図に表示する。なお、「車線の数の内訳」、又は「構造形式の内訳」が設けられる場合においては、区間毎の「車線の数」、又は「構造形式」を計画図及び総括図に表示する。

1. 道 路

(1) 当初決定

(書式例)

都市計画道路の決定

県決定

市町決定

都市計画道路を次のように決定する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅 員	
幹 線 街 路		線	市 町 丁目	市 町 丁目	市 町 丁目	約 m		車線	m		
		車線の数の 内訳	車線			約 m					
		車線の数の 内訳	車線			約 m					
		構造形式の 内訳	市 町 丁目	市 町 丁目		約 m	高上式		m ~		
		構造形式の 内訳				約 m	地表式		m ~	J R 線と立体 (平面)交差 自動車専用道路 線と平面交差 自動車専用道路と 立体交差 箇所 幹線街路 線と 立体交差 幹線街路と平面交 差 箇所	
	なお、市 町 丁目地内に 駅前広場を設ける。										
		線	市 町 丁目	市 町 丁目	市 町 丁目	約 m	地表式	車線	m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「延長」は10m単位、「幅員」はm単位で記載する。

注3) 「車線の数」は、標準となる車線の数に記載する。なお、特殊街路その他の車線がない道路においては、「車線の数」は定めない。

注4) 「幅員」は、標準となる有効幅員を記載する。

注5) 「車線の数の内訳」は、一路線において異なる車線の数がある場合(ただし、交差点等に設けられる右左折車線は「車線」とはみなさない。また、立体交差部分で側道を設ける場合は、異なる車線の数として取り扱わない。)に設けることとし、各車線の数ごとの累積延長をそれぞれの「区域」欄に記載する。

- 注6) 「構造形式の内訳」は、一路線において構造形式が二以上ある場合に設ける。その記載方法は、起点側から終点側に向かって順次、地表式以外の異なる構造形式を有する区間ごとに、当該構造形式を記載し、最後に地表式の全区間をまとめて一区間とみなして、「地表式」と記載し、それぞれの構造形式に対応する項に、位置（ただし、地表式にあつては不要）、区域及び幅員（ただし、異なる幅員がある場合は、最小幅員と最大幅員）をそれぞれ記載する。
- 注7) 「構造形式」は、一区間において、二以上の構造形式がある場合には、それぞれの構造形式を併記する。
- 注8) 地表式の区間において鉄道等と交差する場合は次による。この場合において「構造形式の内訳」が設けられる場合にあつては、「構造形式の内訳」の「地表式」の項に記載する。
- (1) 自動車専用道路の場合
鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
- (2) 幹線街路及び区画街路の場合
イ 鉄道との交差は、平面、立体ともに個別に記載する。
ロ 自動車専用道路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
ハ 幹線街路と立体交差する場合は個別に記載し、平面交差についてはその箇所数を記載する。
- (3) 特殊街路の場合
鉄道、自動車専用道路及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
- 注9) 自動車専用道路の「出入口、休憩施設等」は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、出入口の方向及び接続道路等を記載することが考えられる。
例：なお、 地内に出入口を設ける。（「備考」 終点方向、都市計画道路 線に接続）
例：なお、 地内にジャンクションを設ける。（「備考」 縦貫自動車道に接続）
- 注10) 交通広場（駅前にあつては駅前広場）、駐車場等を設ける場合は、区域の説明上必要な場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、その規模等を記載することが考えられる。なお、駐車場にあつては、「備考」欄には、例えば、駐車台数を記載することが考えられる。それ以外で参考として必要な場合は、「備考」欄に記載する。
例：なお、 市 町 丁目地内に 駅前広場を設ける。（「備考」面積約 m²）
例：「備考」 市 町 丁目～ 丁目に共同溝を設ける
- 注11) 特殊街路の場合、備考欄に歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、都市モノレール専用道、路面電車道等の別を記載する。
- 注12) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「理由」の中に次の例のように記載する。
例：また、本都市計画による ・ ・ 号 線事業が周辺環境に与える環境については、以下のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。
・ ・ 号 線事業が環境に与える影響
1．調査の結果
(1) 大気汚染
(2) 騒音
⋮
2．調査の内容及び程度
(1) 大気汚染
(2) 騒音
⋮
3．保全のための措置
4．影響の評価
- 注13) 「車線の数」は計画図及び総括図に表示する。なお、「車線の内訳」、又は「構造形式の内訳」が設けられる場合にあつては、区間毎の「車線の数」又は「構造形式」を計画図及び総括図に表示する。

(2) 変 更

(書式例)

都市計画道路の変更

県決定

市町決定

都市計画道路中 . . . 号 線ほか 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
		線	市 町 丁目	市 町 丁目	市 町 丁目	約 m	地表式	車線	m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」
理 由

注1) 表示方法は決定の例による。

注2) 上記は、路線変更の例であるが、以下、変更の内容に応じ、本文表示を次のようにして適用する。

例1) 名称変更を伴う変更の場合

都市計画道路中 . . . 号 線を . . . 号 線に名称を改め、次のように変更する。

例2) 新たに路線を追加する場合

都市計画道路に . . . 号 線ほか 路線を次のように追加する。

例3) 一部廃止

都市計画道路中 . . . 号 線を廃止する。

(備考) この場合、計画書及び計画図は省略。

例4) 内容変更、追加、一部廃止を同時に行う場合

次のように本文表示を書き分け、所要の表示を行う。

1. 都市計画道路中 . . . 号 線を . . . 号 線に、 . . . 号 線を . . . 号 線に名称を改め、 . . . 号 線ほか 路線を次のように変更する。

2. 都市計画道路に . . . 号 線ほか 路線を次のように追加する。

3. 都市計画道路中 . . . 号 線及び . . . 号 線を廃止する。

(備考) 3の項については、計画書及び計画図は省略。

5 - 3 都市計画の案の縦覧

1 縦覧期間（「公告の日から2週間」法第17条第1項）

起算日として1日の端数となる日（24時間未満の日）は2週間に含まれない（民法140条）。従って「公告の初日」は期間に算入されない。また期間の末日が日曜日・休日にあたる場合は、満了日は翌日となる（民法第142条）。

大分県では、県報により縦覧の公告を行うので、公告日は県報発行日となる。縦覧期間の表示は告示日（県報発行日）から開始し、告示日から起算して15日目までとする。

2 縦覧図書

縦覧に供する図書は計画書・法規図書（総括図、計画図）理由書が別にある場合は理由書とする。

理由書は、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明すべきである。（令和2年9月 第11版都市計画運用指針 . 都市計画手続等）

3 縦覧受付簿

縦覧期間中において縦覧場所に下記の様式の受付簿を備え置いて、縦覧者に必ず記入をしてもらうこと。なお、市町においては縦覧報告を行う際に添付すること。縦覧者が無い場合もこの様式にその旨を記入する。

様式（道路の例）

縦 覧 受 付 簿

都市計画道路の変更について

名 称 . . 号 線
公告年月日 令和 年 月 日
縦 覧 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

番号	日 付	氏 名	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

体裁はA4とする。

意見書

都市計画 の変更（案）の縦覧にあたり、意見を述べたいので次のとおり意見を提出致します。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

意見書提出者

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 _____

電話番号 _____

職 業 _____

意見の要旨及びその理由（別 紙）

「意見書の要旨及び理由」作成上の注意

- (1) A 4 判400字詰原稿用紙 1 枚以内に意見の要旨及びその理由を区分して記載すること。
- (2) 関係市町村の住民及び利害関係人かどうか確認するために意見書提出者の氏名等は必ず記入してください。

第6章 都市計画の策定手続きの事務決裁処理（県用）

6-1 事務決裁処理 （大分県決定）

手 続 き	関 係 法 令 決 裁 権 者	備 考
公聴会開催	法第16条1項 土木建築部長	・開催告示と合わせて決裁
(5)23条6項協議	法23条6項 都市・まちづくり推進課長	
(7)事前協議 (大臣同意)	法18条3項 都市・まちづくり推進課長	
(9)市町への意見照会	法18条1項 都市・まちづくり推進課長	
(11)市町へ縦覧依頼	都市・まちづくり推進課長	・縦覧告示と合わせて決裁
(12)縦覧告示 (計画案の縦覧)	法17条1項 都市・まちづくり推進課長	・法務室に合議 ・県報登載日の14日（期限10日）前までに法務室に持込
(15)縦覧意見書受付 ・縦覧意見書の 検討結果報告	法17条2項 都市・まちづくり推進課長	・受理又は報告された文書を課長まで回覧する
(16)県都計審へ諮問	法18条1項 都市・まちづくり推進課長	・議案書（案）を添付する ・議案書の作成は別に課長決裁により処理する ・審議会委員への開催通知は1ヶ月前
(18)大臣同意協議	法18条3項 都市・まちづくり推進課長	
(20)決定告示	法20条1項 都市・まちづくり推進課長	・法務室に合議 ・県報登載日の14日（期限10日）前までに法務室に持込
(21)図書の写しの送付	法20条1項 都市・まちづくり推進課長	・県報の写しを添付する

（市町決定）

手 続 き	関 係 法 令 決 裁 権 者	備 考
(4)事前協議	受け付け	・市町長 知事
(5)事前協議の回答	土木建築部長	・知事 市町長
(6)縦覧意見書の 検討結果報告	受け付けのみ	・報告された文書を課長まで回覧する
(7)知事協議	受け付け	・市町長 知事 (事前協議時（市町の原案）に県が意見を付した場合及び事前協議から変更のある場合のみ)
(8)知事協議 (回答書)	法19条3項 都市・まちづくり推進課長	・知事 市町長 (事前協議時（市町の原案）に県が意見を付した場合及び事前協議から変更のある場合のみ)

大分県事務決裁処理規程に基づいて作成。

6 - 2 県都計審の事前協議（九地建）

別紙

事務連絡

平成3年5月15日

各県都市計画課長 殿

九州地方建設局

企画部都市調査課長

都市計画地方審議会の事前協議について

標記については、昭和63年8月6日付建九都調第50号で依頼しておりますが、今後は下記の点に留意し協議されるようお願いいたします。

なお、建設省の関係工事事務所あてにも、同様の趣旨を通知しています。

記

1. 代表工事事務所への事前説明の際は、計画図、計画書の他詳細な図面等参考資料の添付をお願いいたします。
2. 都市計画案件を付議するにあたって、関係機関との調整が不十分で都市計画審議会までに調整の目途がたたない案件については、極力付議を控えるようお願いいたします。
3. 建設大臣認可を要する案件については、事前協議以前に情報提供されるようお願いいたします。

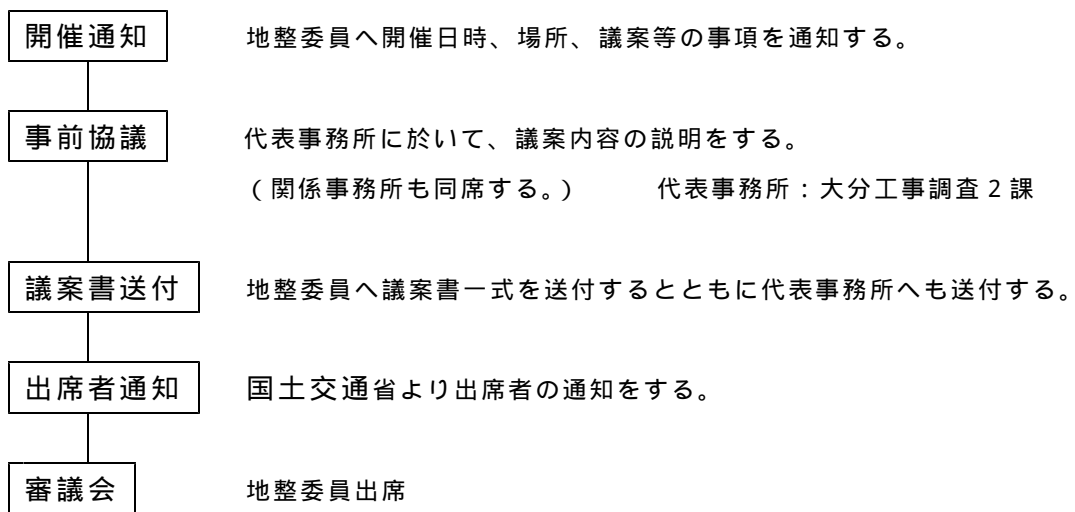
都市計画審議会の事前協議要請（県用）

（１）目的

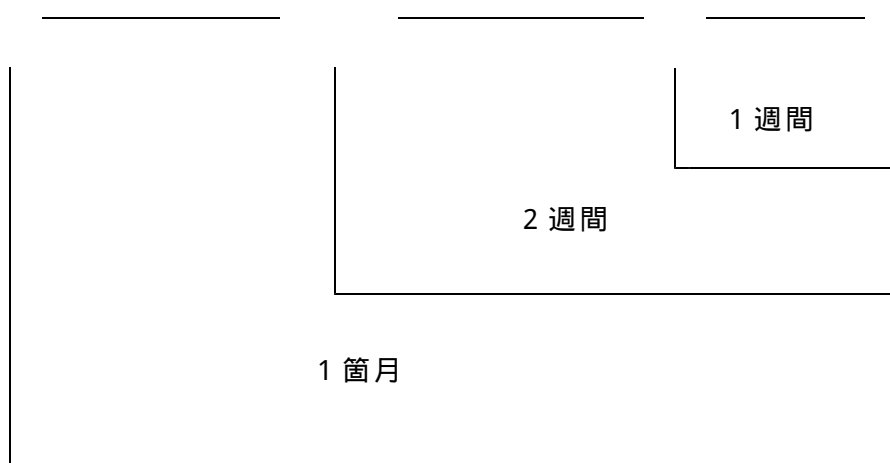
都市計画審議会の事前協議については、従前より県、国土交通省間で調整がなされてきたが、その調整ルールが確立されていないため時として調整不足が出ているのが現状である。

この調整不足解消と事務の円滑化を図ることを目的とし、今後国土交通省サイドでも体制づくりをするものとする。

（２）事前協議の事務フロー



タイムフロー



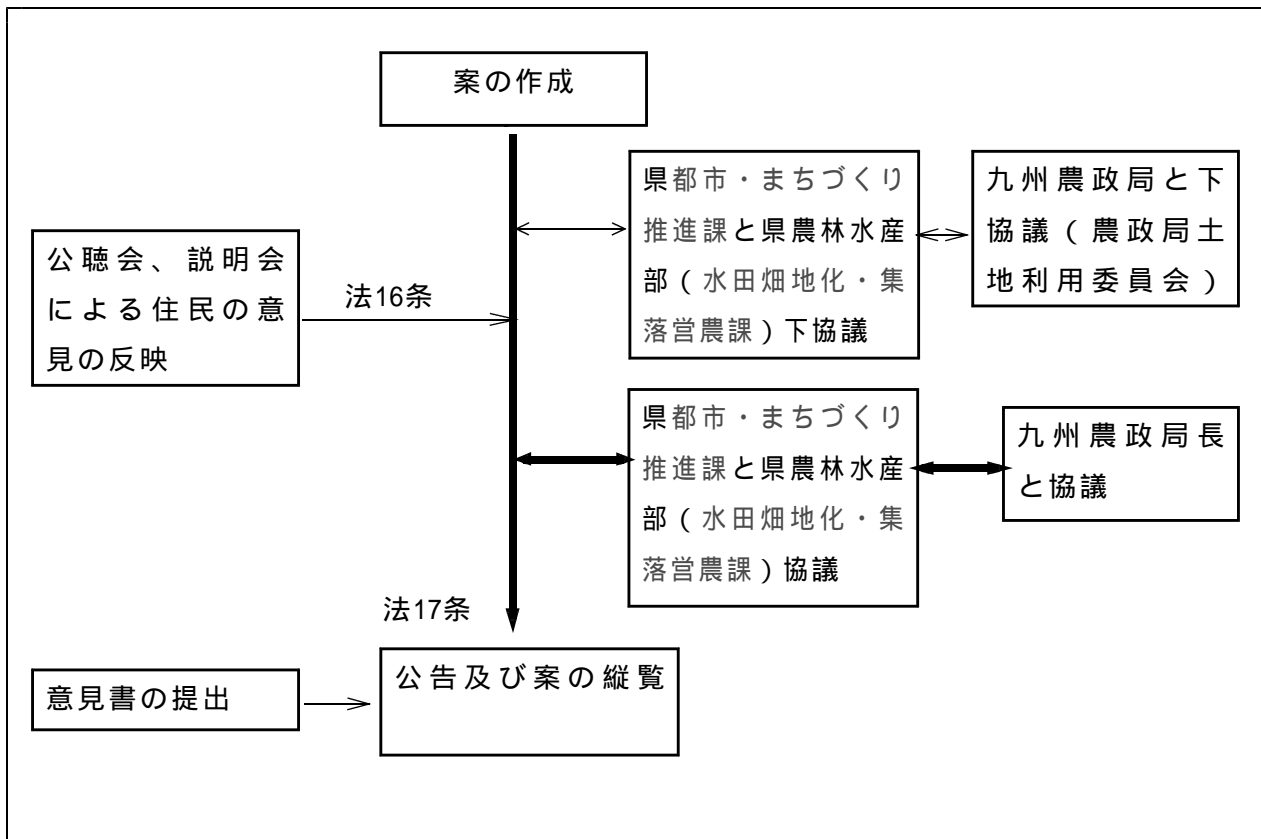
注) 上記タイムフローは最低限の必要日数を示したものであり、実施に際しては十分余裕をもって行われるように留意すること

第7章 参考資料

7-1 農政協議

線引き・用途に関する都市計画、その他の都市計画の決定・変更、下記に関する事項の詳細については、「土地利用調整実務必携（平成9年度発行、農林水産省構造改善局計画部地域計画課監修）」及び「都市計画と農林漁業との調整措置（平成23年7月28日、農林水産省農村振興局）」を参考に県水田畑地化・集落営農課と協議を行うものとする。

農政協議の基本的な手続きフロー（案の縦覧まで）



下水道の計画決定・変更

農政協議が必要な内容

都市計画決定に関わるものが、農振地域にかかる場合。

提出資料

- ・排水区域が農振地域にかかる場合
 - 1) 様式2
 - 2) 現況土地利用面積調書
 - 3) 都市計画決定の計画書
 - 4) 計画決定のスケジュール
 - 5) 都市計画決定の総括図

- 6) 農振土地利用計画図に計画区域をおとしたもの
- 7) 1/2,500の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したもの(計画区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する)

農振農用地が含まれる場合は、排水区域設定の考え方を整理して、個別の理由等も必要とされる。

・処理場等が農振地域にかかる場合

上記の1)～7)に加えて様式5が必要になる。

公園の計画決定・変更

農政協議が必要な内容

区域が農振地域にかかる場合。

提出資料

- 1) 様式2
- 2) 様式3
- 3) 現況土地利用面積調書
- 4) 都市計画決定の計画書
- 5) 計画決定のスケジュール
- 6) 都市計画決定の総括図
- 7) 農振土地利用計画図に計画区域をおとしたもの
- 8) 1/2,500の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したもの(計画区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する)

農振農用地が含まれる場合は、公園位置の選定の理由等が必要とされる。

参照通達：都市公園法の都市公園の区域設定と農業上の土地利用との調整について

(S51.8.23 51構改B第2066号 構造改善局長)

道路の計画決定・変更

農政協議が必要な内容

高速自動車国道、一般国道及び県道のうち高規格幹線道路・地域高規格道路・大規模バイパスが農振地域にかかる場合。

上記に該当しない路線についても農振農用地に区域がかかる場合は、県水田畑地化・集落営農課に農政協議の必要有無を確認する。

提出資料

- 1) 様式 2
- 2) 様式 4
- 3) 都市計画決定の計画書
- 4) 計画決定のスケジュール
- 5) 都市計画決定の総括図
- 6) 農振土地利用計画図に計画路線位置をおとしたもの
- 7) 1/2,500の白図に計画にかかる農振地域の部分の土地利用状況、土地基盤整備状況を示したもの(計画路線区域、農振農用地、農振白地の農地等を記入する)
- 8) その他(通達に基づく資料)

参照通達：高速自動車国道の建設等と農業上の土地利用との調整について

(S52.6.25 52構改B第1367号 構造改善局長)

一般国道及び都道府県道並びにこれらのうち高規格幹線道路、地域高規格幹線道路及び大規模バイパスの建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について

(H10.7.31 10構改C第412号 構造改善局長)

農林水産省構造改善局計画部地域計画課メモ(H元.5.22)

(1) 都市計画地方審議会の付議事案の調整について

このことについては、別添の昭和54年9月11日付け「都市計画地方審議会の付議事案の調整について(メモ)」により調整結果の報告をお願いしているところですが、最近、協議調整が遅れ事務処理に支障を来す事例が多くなっております。

つきましては、今後、速やかに調整を行い、報告期限を厳守するようお願い致します。

(2) 調整協議について

最近、協議調整を行うに当たって期限を伴う案件については、スケジュール的に事務処理に支障を来す事例が多くなっております。

つきましては、今後、協議調整を行うに当たって、スケジュール表を提出し説明をお願い致します。

7 - 2 農政協議調書

都市計画地方審議会付議事案の調整について（農林水産省構造改善局計画部地域計画課メモ）

54.9.11

最近の審議会付議案件に農振地域内への都市施設の設置、又は農振地域を取り込んだ都市計画等が付議されることが少なくないため、各県農振・土地利用担当課は、事前に都市計画担当部局等と調整を行い、その結果を審議会開催2週間前までに別紙様式1にとりまとめ農政局に連絡する。なお、農振地域が含まれる議案については、別紙様式2に基づき調整を行い別紙様式1に添付するものとする。

別紙様式1

都市計画地方審議会の議案に対する調整調書（報告）

議案 番号	議 題	都 市 計 画 区 域				農 振 地 域		その他 地 域	備 考
		市街化 区 域	用 途 地 域	市街化 調整区域	そ の 他	農 振 白 地	農 振 農 用 地 区		

注：該当項目に 印で記入する。

別紙様式2

議案に対する農林業との調整調書（別紙様式1の農振地域に係る議案のみ作成する。）

議案 番号	関 係 市町村	事 業 の 概 要	農振地域に係る面積			関 係 す る 農 業 施 策 等				農業関係担 当部局の意 見（県及び 市町村）	都市計画担 当部局の意 見（県及び 市町村）	調整結果
			農 振 農 用 地	農 振 白 地	計	事業名	年次	全 体 事業面積	含まれること となる面積			
		事業種別 事業主体 施工年度 事業計画等 添付図面 ア．位置図 イ．農振計画図 ウ．土地利用現況図 エ．事業計画図 オ．農業関係施策実施状況図 カ．その他										

注：都市計画公園都市計画道路及び公共下水道の施設用地については、別途通達に基づき調整を行う。・・・別紙様式3.4.5により調整を行う。

都市計画公園（ 公園 ）の区域の選定と農業上の土地利用との調整について

1. 都市計画公園の区域の選定と農業上の土地利用との調整概要

（ ）県

都道府県名			左の担当課						
町 村 名			左の担当課						
協議（調整）の経緯									
年 月 日	出席者	(1)協議（調整）の内容(2)提示資料(3)協議（調整上）の問題点(4)その他							
地区名	事業計画に係る土地の予定位置等		事業主体	施行予定年度					
	(1)事業計画の内容 具体的な施設名及び面積を記入する。(例 多目的広場 m ²)								
	(2)位置及び規模 町大字、面積 ha、位置図添付のこと								
	(3)現況の土地利用状況及び土地利用計画 ・土地利用状況 全体面積 ha、田 ha、畑 ha、山林原野 ha等...土地利用現況図添付 ・土地利用計画 事業計画書及び計画図添付								
上記土地の選定の理由等									
(1)選定の理由 公園設置の必要性及び位置選定理由を記載する。									
(2)町村における調整、意見等 市町村設備における意見									
調整を要する農業施策									
農業振興地域	農業振興地域名	計画策定年月日	都市計画公園の区域に含めようとする農業振興地域内の農地等の面積		調整を要する事項	町村の意見	備考		
	町 農業振興地域		農業地域 ha(田、畑等の内訳) うち農用地区域 ha(田、畑等の内訳)			農振計画達成上の支障の有無を簡潔に記入。			
土地改良事業区	事業名	地区名	地域名	受益面積 A	上期	Aのうち都市計画公園の区域に含めようとする面積	調整を要する事項	町村の意見	備考
							別紙により具体的処理方針を作成する。 ...関係図面を添付する。		
調整を要する事項についての問題点									
事 項		調整上の問題点			都道府県の意見等				
					土地利用の状況 農家状況及び施設設置に対する農家意向 農家対策 周辺農地への影響、農業施策等への影響及び防災上の対策等を踏まえて 県の総合意見を記入する。				

都市計画公園(公園)の区域の選定と農業上の土地利用との調整について

1. 都市計画公園の区域の選定と農業上の土地利用との調整概要

(大分)県

都道府県名	大分県			左の担当課	都市計画課				
町村名	町			左の担当課	都市計画課				
協議(調整)の経緯									
年月日	出席者	(1)協議(調整)の内容(2)提示資料(3)協議(調整上)の問題点(4)その他							
H8.9.9	農政企画課 主査 都市計画課 主査 技師	(1) 公園の計画概要について。規模、位置等の妥当性について (2)位置図、農振土地利用図、公園計画図 (3)							
地区名	事業計画に係る土地の予定位置等		事業主体	町	施行予定年度	平成9~18年度			
	(1)事業計画の内容 野球場約1.4ha、多目的広場約1.3ha、中央広場約0.5ha、駐車場約0.6ha等								
	(2)位置及び規模 町大字、面積約8.7ha								
(3)現況の土地利用状況及び土地利用計画 ・土地利用状況 全体面積約8.7ha、田約2.8ha、畑約1.0ha、山林約1.6ha等									
上記土地の選定の理由等									
(1)選定の理由 町の全体的な公園配置から、市街地に近接したところにレクリエーション活動に対応できる総合公園が必要であり、土地利用状況や周辺状況等から本計画地が妥当であると判断したため。									
(2)町村における調整、意見等 農業振興上の支障は軽微であり、やむを得ない。									
調整を要する農業施策									
農業振興地域	農業振興地域名	計画策定年月日	都市計画公園の区域に含めようとする農業振興地域内の農地等の面積		調整を要する事項	町村の意見	備考		
士等地改良事業区	事業名	地区名	地域名	受益面積 A	上期	Aのうち都市計画公園の区域に含めようとする面積	調整を要する事項	町村の意見	備考
調整を要する事項についての問題点									
事項		調整上の問題点			都道府県の意見等				

別紙様式 4

一般国道及び都道府県道のうち高規格幹線道路、地域高規格道路及び大規模バイパスの建設等に関する検討概要

1 都道府県名		左の担当課	
2 道路の建設事業者名		左の担当課	
3 関係路線名		左の調整を要する区間	
4 上記区間で状況	(1) 路線発表予定 年 月 日	(2) 中心杭設置予定 年 月 日	(3) 設計協議予定 年 月 日
	(4) 幅杭設置予定 年 月 日	(5) 用地買収開始予定 年 月 日	
5 連絡（調整）の経緯			
年 月 日	出席者	(1)連絡（調整）の内容(2)提示資料(3)連絡（調整）上の問題点(4)その他	
6 建設等に係る土地の予定位置等 (1) 位置及び規模（関係市町村別、路線の延長、幅員等） (2) 現況の土地利用状況及び土地利用計画（都市計画、その他） (3) その他			
7 上記土地の選定の理由等 (1) 選定の理由 (2) 市町村における意見等 (3) 都道府県における意見等			

8 調整を要する農業施策等										
農業振興地域	農業振興地域名	計画策定年月日	農用地区域内の道路の建設等に係る面積 (ha)					調整を要する事項	市町村及び都道府県の意見等	備考
			総数	田	畑	樹園地	採放牧草地	その他		
			農業振興地域							
			農用地区域							
			その他							
			計							
土地改良事業等地区	事業名	地区名	地域名	受益面積 A	工期	Aのうち道路の建設等に係る面積	調整を要する事項	市町村及び都道府県の意見等	備考	
9 調整を要する事項に係る問題点等										
事項		調整上の問題点					所属の意見等			
10 道路等の建設等に係る位置等を記入した図面その他必要資料を別途添付する										

公共下水道の建設と農業上の土地利用との調整状況

事業計画名	事業主体	関連施設			都道府県における協議調整内容、意見等		備考	
		名称	用地面積	左のうち農振面積 ()農用地面積	土地改良事業等の 実施状況	関連事項		協議調整の経過等
		終末処理場 又は 中継ポンプ場 注：施設毎に作成する。	m ² (土地利用現況)	農振地域面積 m ² (土地利用現況) 農用地区域面積 m ² (土地利用現況)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 ・事業主体 ・施行年度 ・事業計画面積及び延長等 (上記のうち含まれることとなる面積、延長等)	問題事項を簡潔に記入する。	土地利用の状況 農家状況及び施設設置に対する農家意向 農家対策 周辺農地への影響、農業施策等への影響及び防災上の対策等 上記の内容を踏まえ県の意見を記入する。 なお、農業施策を含むこととなる場合は、その処理方針等別途作成する。	公共下水道建設のスケジュールを記入。

- ・添付図面
 - 施設計画図
 - 農振計画図
 - 土地利用現況図
 - 農振施策含む場合は、その計画内容
 - その他必要となる図面

7 - 3 下水道の都市計画決定

都 第1298号

平成9年1月9日

各市町村

都市計画担当課長 殿

大分県土木建築部

都市計画課長

下水道の都市計画決定について（通知）

上記の件につきまして、平成8年度全国都市計画主管課長会議において別紙のとおり通知がありましたので、写しを送付します。

今後、決定及び変更する際は、この通知のとおり取り扱うこととしますので、留意願います。

なお、この通知に伴い、下記の点について十分注意するようお願いします。

記

1. 市街化調整区域、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域における用途地域外に排水区域を設定する場合で、次に掲げる区域を含める必要があるときは、あらかじめ農林部局との協議を行うこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にある農用地（いわゆる農振白地の農地を含む）
 - (2) 森林法第25条の規定により指定された保安林、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第30条の規定により告示された保安林予定森林、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区予定地、保安林整備臨時措置法第2条に規定する保安林整備計画による保安林等指定計画地又は林野庁所管の国有林野
2. 下水管渠等については、下水排除面積が1,000ha以下の管渠は計画決定する必要がなくなったが、特にこのことについてのみ変更する必要はない。

次回の変更の際に同時に変更するものとするが、最終的には都市計画決定権者の判断によるものとされているので、必要がなければ変更しなくてもよい。

下水道の都市計画決定について

建設省都市局都市河川課

下水道の都市計画については、平成6年6月の都市計画主管課長会議において、当面の取扱い方針を示したところですが、より適切な都市計画の策定と事務手続きの合理化・円滑化を図る観点から、都市計画に定める範囲等についえ今後は下記のとおり取扱うこととしたいので留意願います。なお、下記については最終的には都市計画決定権者の判断によるものであり、都市計画決定権者を拘束するものではありません。

(1) 都市計画に定める範囲について

下水道の都市計画は、市街化区域、市街化調整区域の区分に関わらず、排水区域等を定めることができる。

(2) 排水区域について

公共下水道の排水区域は、総括図(1/25,000以上)にその「概ねの区域」として表示することとし、計画図(1/2,500)に表示することは要しない。

流域下水道の排水区域については、計画書に接続される流域関連公共下水道名を表示するものとする。

計画図に表示する必要はない。

総括図には、流域関連公共下水道の排水区域を表示することで足りる者とする。

変更については、計画書に記載されている事項が変更される場合のみ行うものとする。

(3) 管渠の都市計画決定について

「下水管渠」について都市計画に定める範囲は以下をその目安とする。

下水排水面積が1,000ha以上の管渠

処理水を放流するための主たる管渠

なお、計画書には名称、位置を記載し、区域については計画図に表示することとする。

(4) その他の施設について

処理場等管渠以外の施設(以下「その他の施設」という)は、計画書に名称、位置を記載することとし、区域については計画図で表示する。

ただし、都市計画決定する管渠から離れたその他の施設については、必要に応じ都市計画に定めることとする。

(5) フレックスプランについて

原則として都市計画には定めないものとする。

都 第 1584 号
平成9年 3月31日

各市町村
都市計画担当課長 殿

大分県土木建築部
都市計画課長

下水道の都市計画決定について（通知）

上記の件につきまして、平成9年1月9日付け都第1298号で通知しているところでありますが、都市計画の決定の範囲等について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 管渠の都市計画決定について

下水排除面積が1,000ha未満の管渠については、都市計画決定する必要がなくなったが、管渠の雨水幹線等については、周辺の土地利用や他の都市施設との総合的な調整の上に定める必要があることから、今後も都市計画に定めておくことが望ましいと判断される。

したがって、下水排除面積が1,000ha未満の管渠を廃止する場合、公共用地の地下埋設となるもののみをその対象とするものとする。

公共下水道雨水幹線と都市下水路の調整

公共下水道として都市計画決定された中に、都市下水路の都市計画決定がされたままになっている場合の取り扱い。

S56.5.22の全国下水道主管課長会議資料（別紙）によると、新規に公共下水道に関する都市計画を決定する場合、既に都市下水路が定められていれば、公共下水道の雨水幹線に変更するものとされている。

しかし、以前（S56よりまえ）は変更せずにそのまま公共下水道の区域内に都市下水路として残っている場合がある。供用開始されていれば、都市下水路として管理しても実質上の問題はないが、公共下水道を都市計画決定した区域内であれば、公共下水道との兼ね合いを考慮し、都市下水路を公共下水道の雨水幹線に変更することが望ましい。

（方針）

都市計画上で都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に変更する手続きを行う。取り急ぎ行う必要もないので、他に案件があるときに同時に行う。

（別紙）全国下水道主幹課長会議資料（昭和56年5月22日）

雨水系の下水道事業の取り扱いについて（都市局都市計画課、都市局下水道部公共下水道課）

（1）下水道に関する都市計画を定めようとするときは、原則として、公共下水道に関する都市計画を雨水系、污水系併せて定めることが望ましい。ただし、公共下水道に関する都市計画を定められない事情がある場合において、雨水系の下水道を先行的に整備しようとするときは、都市下水路に関する都市計画を定めることができるものとする。

（2）公共下水道に関する都市計画を定めようとするときに、既に都市下水路に関する都市計画が定められている場合は、当該都市下水路の計画を公共下水道の雨水計画に変更して定めるものとする。

この場合において、当該都市下水路が既に供用済みであるときは、公共下水道に係る下水道法上の事業計画の認可後、速やかに公共下水道として管理するための移管措置（都市下水路の指定廃止、管理移管手続き等）を講ずること。

（3）公共下水道として都市計画決定された雨水幹線について、公共下水道に係る下水道法上の事業計画が認可されていない場合で、当該雨水幹線を緊急に整備する必要があるときは、当該雨水幹線の整備について「都市計画下水道事業」として、都市計画事業の認可を受けて、事業を実施するものとする。なお、整備完了後、公共下水道に係る下水道法上の事業計画が認可されるまでの間は、下水道法第27条の規定により都市下水路として指定し、都市下水路として管理するものとする。

この場合において、費用の補助については都市下水路事業として取扱うものとする。

7 - 4 都市公園と都市計画決定

都市公園

- ・都市公園法第2条の定義によれば、都市計画施設でなくても地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置するものは都市公園である。
- ・したがって、都市公園法第2条の2に規定されている供用開始の公告を行えば都市公園として位置付けられる。

都市公園の都市計画決定

- ・都市計画法第11条に都市計画に定めることができる都市施設が列挙されており、その中に公園が含まれている。条文に「必要なものを定める」とあるように、必要がなければ都市計画決定をしなくてよいということである。

都市公園を都市計画決定するメリット

- ・都市計画決定された都市公園でなければ、都市計画事業としてできないので、事業の際の予算措置が困難である。
- ・都市計画上必要なものとして計画決定するので、簡単に区域を変えるなどできないため、公園を確保する担保になる。

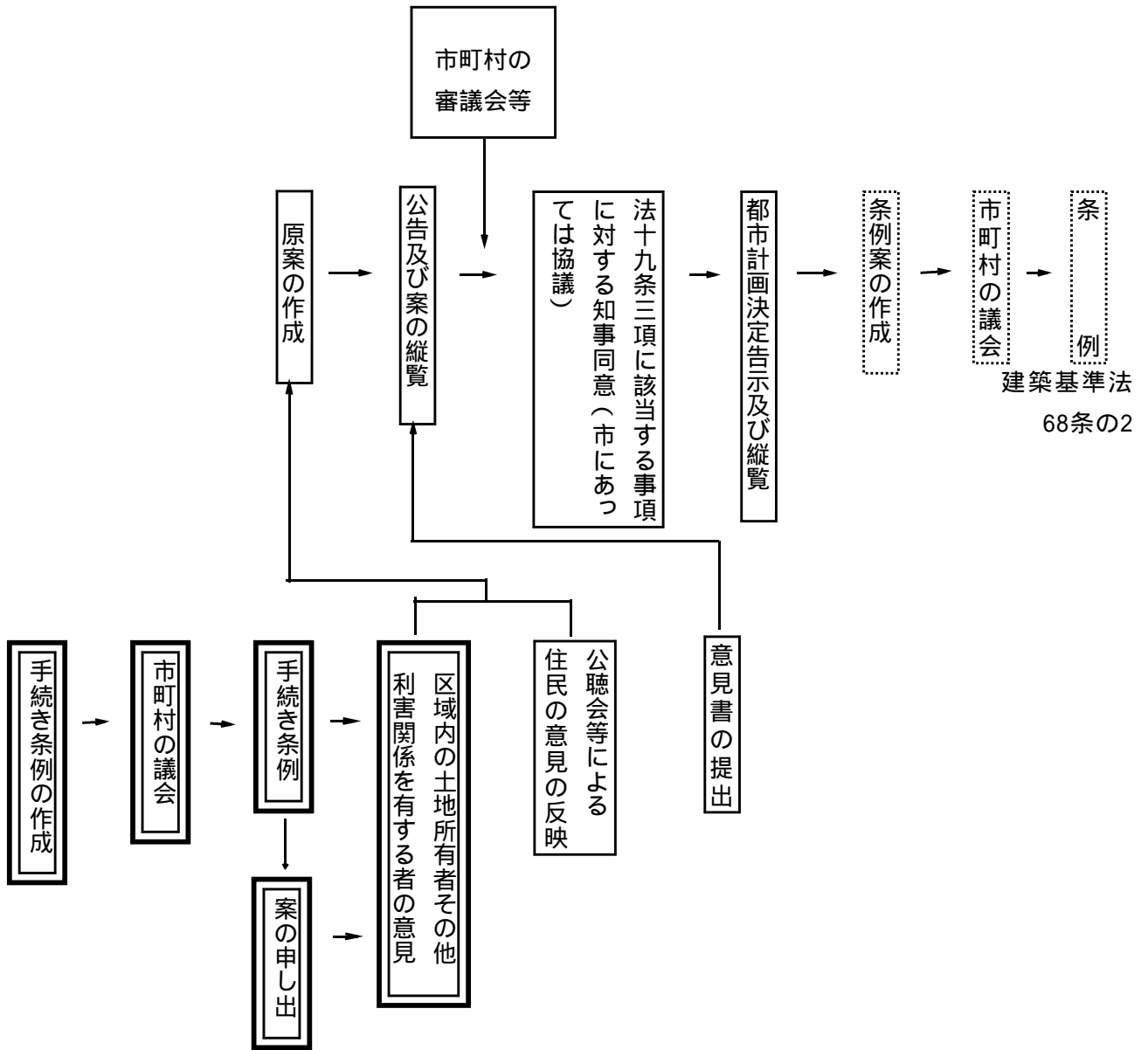
都市計画決定されていない都市公園

- ・都市公園法上の都市公園であれば、都市計画決定されていなくても交付税の対象となる。
- ・都市公園法第16条によれば、都市公園をみだりに廃止をしないこととなっているので、都市計画決定されていなくても公園の確保が担保されている。
- ・都市計画上の位置付けがされていなくても、緑の基本計画上では位置付けられるため問題はない。

以上のことより、100%整備済の公園で、都市公園として供用開始すれば、都市計画決定をする必要がない。

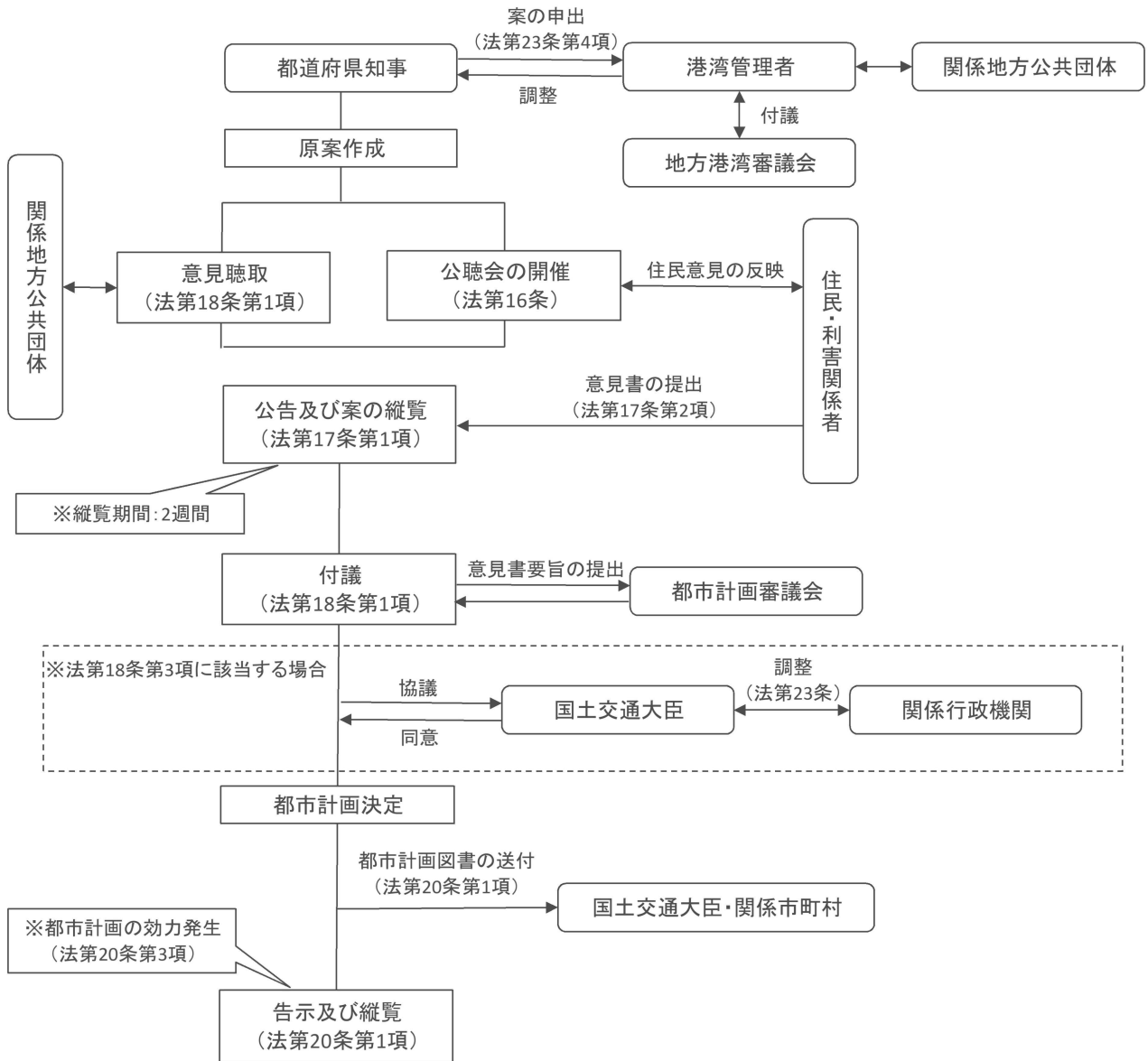
7 - 5 地区計画の決定手続きフロー

← 都市計画法 ————— 建築基準法 ————— →



は他の都市計画の手続きとの相違点

7 - 6 臨港地区の決定手続きフロー



出典：港湾行政の概要（公益社団法人日本港湾協会）

7-7 線引き定期見直しのスケジュール(案)

事 項		事務手続きの流れ		
期間(月)	内 容	国	県	関係市町
1ヶ月	見直し要望のヒアリング (第1回)		見直し要望ヒアリング	見直し地区選定
1ヶ月	・フレームの選定 ・基本的事項の案の作成 見直し要望のヒアリング (要望地区等)		フレームの選定 基本的事項案作成	
4ヶ月	基本的事項の案の 庁内関係各課調整	関係機関との協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局 ・環境省 等	見直し要望ヒアリング 関係課調整 ・農地農振室 ・環境保全課 ・河川課 ・港湾課 等	見直し地区選定
4ヶ月	基本的事項の通知		基本的事項の通知	変更素案の作成
4ヶ月	見直し要望のヒアリング (最終、要望地区・整開保)		見直し要望地区・ 整開保ヒアリング	
4ヶ月	変更素案の作成		変更県素案の作成	変更市町素案の作成
4ヶ月	庁内関係各課説明会	関係機関との協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局	都市計画協議会 (設置規定等は別紙)	
2ヶ月	説明会	九州農政局調整終了 農林水産省の了解を得る	説明会	説明会市報掲載
2ヶ月	公聴会等準備開始 公聴会告示、縦覧(2週間)		公聴会告示・縦覧	公聴会市報掲載
2ヶ月	公述人の決定		公述人の決定	
2ヶ月	公聴会		公聴会等の開催	変更市町案の作成
2ヶ月	都市計画変更案の作成		変更県案の作成	
1ヶ月	公聴会後の下協議	事前協議 ・九州農政局 ・九州地方整備局 ・環境省 等	庁内関係課合議	
2ヶ月	関係機関事前協議	関係機関との協議(回答) ・九州農政局 ・九州地方整備局 等		市町長の意見聴取
4ヶ月	事前協議の回答 案の縦覧(2週間)		案の縦覧	
4ヶ月	県都市計画審議会		県都市計画審議会	
4ヶ月	国土交通大臣同意協議 都市計画の変更告示	都計変更 国土交通大臣同意	都市計画変更告示	

7 - 8 市町村が定める都市計画に係る知事の協議基準

都道府県知事の協議（都市計画法第19条第3項、第21条第2項）

「市町村は、都市計画を決定（変更）しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

協議の観点（都市計画法第19条第4項）

- （1）一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点
- （2）都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点

協議に関する基準

- （1）地方分権の趣旨を踏まえ、必要最小限のものとする。
- （2）都市計画を定める市町村の当然の責務として行う事項を明確にし、協議に際し確認するものとする。（運用指針参照）

その他

- （1）協議の申出及び回答は、文書により行う。ただし、下協議は文書不要とする。
- （2）都市計画の案に対する意見書の提出があった場合は、協議を申し出る際にその要旨を添付する。
- （3）「第3章 市町が定める都市計画の決定変更手続き」を参照すること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

平成23年8月4日一部改正

令和3年3月31日一部改正

運用指針

1. 県が広域的視点から示した計画及び施策との整合が図られていること。

県や広域市町村圏域等の計画、都市施設のネットワーク計画等の上位計画・関連計画と整合していること。

(広域計画)

- ・ 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」
- ・ 国土利用基本計画
- ・ 大分県土地利用基本計画
- ・ 大分県の都市計画の方針
- ・ 各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
- ・ 大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2015」 等

2. 一の市町村の区域を越えて影響を及ぼす都市計画については、関係する市町村との調整を了していること。

一の市町村の区域を越えて作用する、あるいは相互に干渉し合う都市計画については、市町村間の調整を図る必要から、その調整を了したものであること。

(例)

- ・ 市町村境を跨ぐ位置に定めようとする道路
- ・ 市町村境に近接する位置に定めようとするごみ焼却場等(建築基準法第51条施設)
- ・ 大規模な商業系用途地域 等

3. 県が定め、若しくは定めようとする都市計画と適合していること。

現に決定されている県の都市計画との適合はもちろんのこと、整備、開発及び保全の方針をはじめとする県が定める都市計画(隣接、近接する都市計画区域の都市計画を含む)と整合していること。

4. 関係法令に適合していること。

都市計画に関する法令に適合していること。特に都市計画法にあっては、法運用の一体性、一連性から適合を求めるものであり、都市計画事業を予定しているものにおいて、事業認可が可能であることも含まれる。

なお、関係法令とは、法律、政令及び省令並びに県の定める条例及び規則をいう。

5. 関係機関との調整を了したか、若しくは了することが確実であること。

関係機関との調整は、法令に定めがある場合のほか、定めがない場合であっても、関係法令に適合しているか否かの判断上、必要と考えられる範囲において調整を行うこと。

なお、都市計画の内容によっては調整の完了までは求めないが、この場合であっても完了することが確実であること。

7 - 9 公聴会規則及び開催要領

【都市計画法に基づく公聴会の関係手続等に関する規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条1項の規定に基づき、県が開催する公聴会の開催手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 公聴会は、次に掲げる場合を除き、都市計画区域ごとに開催するものとする。

- 1 都市計画の案が名称の変更その他軽易な変更であつて住民の利害に関係がないと認められるとき。
- 2 公聴会に代わるものとして、住民の意見を反映させるための説明会等が開催されているとき。
- 3 大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成する必要があるとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が公聴会の開催の必要がないと認めるとき。

(開催の公告)

第3条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の4週間前までに、その目的、場所及び作成しようとする都市計画の案の概要並びに次条の規定による書面の提出の方法及びその提出期間を大分県報に登載して公告するものとする。

(意見を述べようとする者の申出)

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、知事の定める期日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人)

第5条 前条の規定により書面を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、書面に記載された意見の内容が当該案件に関係がない場合は、この限りでない。

- 2 前条本文の場合において、同種の趣旨の意見を有する者が多数あつて、知事が必要と認めるときは、意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数及び公述時間を制限することができる。
- 3 知事は、第一項ただし書きの規定に該当する者があつたとき、又は前項の規定による公述人を制限したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。

(公述人の発言)

第7条 公述人は、議長の許可を受けて発言しなければならない。

- 2 公述人の発言は、案件の範囲及び提出した意見書の内容の範囲をこえてはならない。
- 3 議長は、公述人の発言が前項の範囲をこえたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

4 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人の発言の時間を定め、又は、公述人の発言の順序を定めることができる。

(発言)

第8条 公聴会においては、何人も議長の指示に従い、又は議長の許可を得て発言しなければならない。

(傍聴人の入場制限)

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(公聴会の秩序の維持)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をする者を退場させることができる。

(記録の作成)

第11条 知事は、公聴会の記録を作成し、保管しなければならない。

2 前項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 1 都市計画の種類
- 2 案件の内容
- 3 公聴会の日時及び場所
- 4 出席した公述人の氏名、住所及び職業
- 5 公述人が述べた意見の要旨
- 6 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附 則(昭和45年規則第9号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第72号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

令和3年3月31日付け行企第711号で通知のあった、「大分県規則で定める申請等の押印及び署名の特例に関する規則等の制定について」に基づき、第11条に規定する署名押印については、廃止する。

【都市計画法に基づく公聴会開催要領（大分県決定）】

（趣旨）

第1条 大分県知事（以下「知事」という。）が開催する都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づく公聴会は、大分県都市計画公聴会規則（昭和44年大分県規則第57号。以下「規則」という。）に定められるもののほか、この要領により実施する。

（開催地域の単位）

第2条 公聴会は、都市計画区域を単位として開催する。

（開催の公告）

第3条 公聴会を開催しようとするときは、県報、市報、県政記者クラブ、大分県庁ホームページにて、規則第3条の規定により開催の公告、通知を行うものとする。

（出席の申込）

第4条 規則第4条の規定により、意見を申出ようとする者（以下「申出者」という。）は、規則第3条により、公聴会開催日（開催当日は除く）の2週間前までに公述申出書（様式1。以下「申出書」という。）を知事に、持参、郵送又は宅配等により提出しなければならない。

2 申出期限後に提出された申出書は、これを受理しない。ただし、郵便消印又は宅配便業者の配達物回収記録等により申出期限内の発送が確認できたものについては、これを受理する。ファクシミリ、E-mail 又は直渡しにより提出された申出書については、申出期限内に土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班に到着したものに限り、これを受理する。また、市町村に届出られた申出書の取扱いについても同様とする。

3 前項の規定により不受理となった申出者については、知事は、申出不受理書（様式2）により、その旨通知するものとする。

（開催の中止）

第5条 知事は、前条の規定による申出がない場合、速やかに公聴会の開催を中止する旨、公聴会の開催中止通知（様式3）により、関係市町へ通知するものとする。

2 公述人全員が公聴会開始時刻から30分経過しても受付を行わなかった場合は、議長の宣言により中止を決定する。この場合においては、会場に中止した旨掲示する。

3 知事は、公聴会を中止した際、公聴会当日に公聴会会場で、公述人及び傍聴人等により都市計画の案の説明を求める要請があった場合は、関係市町及び都市計画の案の作成者に対し、必要に応じ説明会を開催する旨依頼する。

（公述人の選定等）

第6条 知事は、申出期限までに申出書を提出したものの中から、規則第5条第1項の公述人を決定する。この場合において、知事は、規則第5条第2項規定により公述人の数を制限するときは、申出書における公述要旨の重複状況を勘案して、選定することとする。

2 規則第5条第3項による申出者への通知は、公述人選定通知及び非選定通知（様式4）により行う。

(公述時間の制限の基準等)

第7条 規則第5条第2項の規定によりあらかじめ公述時間を制限する場合は、一人あたり10分を目安とする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 公述人が、前条第2項の公述人決定通知に記載された集合時間を30分経過しても受付が行われない場合、議長は公述を認めないものとする。

(公聴会の構成)

第8条 公聴会は、下記により構成する。

- 一 開会の宣言
- 二 当該都市計画案に対する公述人の意見公述
- 三 閉会の宣言

2 議長は、公述人から申出があったときは、公聴会の円滑な運営上支障がなく、かつ必要と認める範囲で、前項第2号の意見公述の後、公述人と担当者又は立会市町職員との間で質疑応答を行わせることができる。

(関係市町の立会等)

第9条 知事は、公聴会立会要請書(様式5)により、関係市町の職員の公聴会への立会いを求めることができる。

(議長の指名)

第10条 規則第6条に定める公聴会の議長として知事の指名する県の職員は、土木建築部職員の中から公聴会開催の対象となる都市計画の案を考慮して個別に定める。

(傍聴)

第11条 公聴会は、傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められ、議長が傍聴を認めないことを決定した場合は、この限りでない。

- 一 公述内容が、大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)第7条各号に規定する非開示情報を含み、公開により個人の権利の侵害、その他支障を生ずるおそれがあるとき。
- 二 公開により公正かつ円滑な審議が阻害され、その他不測の事態が発生するおそれがあるとき。

2 傍聴席は、報道関係者席と一般席に分ける。

3 一般席に入る傍聴人は、傍聴券を所持していなければならない。

4 報道関係者席に入る傍聴人は、大分県都市計画公聴会規則第6条に定める議長(以下「議長」という。)又は議長の委任を受けた職員の許可を受けなければならない。

5 第3項の傍聴券は、あらかじめ議長が定めた傍聴定員に達するまで、公聴会の当日に交付する。この場合において、交付は先着順とする。ただし、議長が必要と認めるときは、抽選の方法によることができる。

6 傍聴券の交付を受けようとする者は、受付に準備した公聴会傍聴受付簿(様式8)に住所、氏名等を記入し、提出しなければならない。

7 傍聴券申込みの受付開始時間は、公聴会の開始時刻の1時間前とする。

8 第5項の規定にかかわらず、次の者には傍聴券を交付しない。

- 一 酩酊者その他心神こう弱の状態にあると認められる者
- 二 凶器その他危険物を携帯した者

三 示威、又はけん騒にわたる行為をしている者

9 本条に定めるもののほか、公聴会の傍聴に関して必要な事項は、知事が別に定める。
(秩序の維持)

第12条 公聴会の出席者は、次の事項を遵守するほか、議長の指示に従わなければならない。

一 公聴会開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。

二 はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

三 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

四 その他会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないこと。

2 議長は、公聴会の秩序維持のため、規則第10条に定める方法のほか、公聴会出席者心得(様式6)の掲示その他の方法により、出席者の協力を求めるものとする。

(担当者及び準備等)

第13条 公聴会の開催に際して必要な準備を行う担当者は、議長が別に指名する県の職員とする。

2 第10条の規定は、前項の職員の指名について準用する。

3 第1項の準備を除き、公聴会の開催に関する庶務は、土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班において処理する。

(記録)

第14条 規則第11条第2項に定める記録は、公聴会開催記録書(様式7、以下、「記録書」という。)により作成するものとする。

2 知事は、前項の記録書の写しを関係市町長に送付するものとする。

3 知事は、公聴会を実施した都市計画案を大分県都市計画審議会に付議するときは、第1項の記録書を、当該都市計画案とともに同審議会に提出するものとする。なお、その提出にあたっては、個人情報保護のために必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、公聴会の開催について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年6月20日から施行する。

令和 3年3月31日一部改正

(様式1)

公聴会公述申出書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

氏名 _____
住所 _____
連絡先 _____
職業 _____

令和 年 月 日大分県報に登載された 都市計画 の案の公聴会について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

下に「公聴会の場で述べようとする意見の要旨及びその理由」を簡潔に記入してください。日本産業規格 A4 用紙 1 枚以内で別紙として添付しても構いません。

なお、文書は楷書で横書きとして下さい。

(意見の要旨及びその理由)

(公印省略)

(様式2)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

公述申出書の不受理について(通知)

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、令和 年 月 日提出の 都市計画 の決定(変更)案についての公述申出書は、(期限後到着を確認して理由を記載。例：消印、ファックス受信記録等の明示)からみまして、申出期限である令和 年 月 日以降に発信されたことが確認されます。このため、公述の申出を不受理としましたので、その旨をお知らせします。

(公印省略)

(様式3)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

公聴会の中止について(通知)

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、このたび 都市計画 の決定(変更)案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定に基づく公聴会を下記により開催を予定しておりましたが、公述申出日までに公述の申出がなされませんでしたので中止します。
なお、公聴会開催予定当日に都市計画案の説明を求める住民が多数傍聴に訪れる等、広く都市計画案の周知が必要であると判断される場合は、今後貴市(町)が都市計画行政を推進する上でも重要と思われるので、貴職による説明会の開催を行う等、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 日時
令和 年 月 日() 時 分開催(今回公聴会は中止)
- 2 会場

(住所：)

(公印省略)

(様式4 - 1)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

公聴会の公述人とし不在の決定について(通知)

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、都市計画 の決定(変更)案に対する公聴会の公述申出書に記載されました 様のご意見は、当該案件との関連性に欠けるため、都市計画法に基づく公聴会の開催手続き等に関する規則第5条第1項ただし書きの規定により、本公聴会におきましては 様を公述人とし不在旨決定しましたのでお知らせします。

(公印省略)

(様式4 - 3)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

公聴会の公述人とし不在の決定について(通知)

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、都市計画 の決定(変更)案に対する公聴会の公述申出につきましては、 様と同種の趣旨のご意見が多数寄せられたため、都市計画法に基づく公聴会の開催手続き等に関する規則第5条第2項により、本公聴会におきましては 様を公述人とし不在旨決定しましたのでお知らせします。

(公印省略)

(様式4 - 2)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

公聴会の公述人の決定について(通知)

令和 年 月 日付けで提出されました 都市計画 の決定(変更)案にかか
る公聴会において、 様を公述人と決定しましたので、下記によりご出席をお願い
します。

記

1 公聴会の日時 令和 年 年 日() 時 分開催

2 公聴会の場所

(住所:)

3 公述の順番 番

4 集合時間 時 分

5 次のことに御注意ください。

(1) 公述時間は10分以内でお願いします。

(2) 代理人又は文書による公述は、議長が特に認める場合を除き、原則としてでき
ません。

(3) 当日は、必ず上記の指定時刻までに来場され、本状を受け付けに提示してくだ
さい。30分以上遅刻された場合は、公述は認められません。

(4) 公述人の発言は、対象となる都市計画の案の範囲を超えることはできません。

(5) その他議長の指示に従って下さい。

(6) 公聴会に出席できないときの連絡その他お問い合わせは、下記までお願いしま
す。

担当: 土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班

TEL: 097-506-4659 内()

FAX: 097-506-1778

(公印省略)

(様式5)

都 第 号
令和 年 月 日

市(町)長 ○○ ○○ 殿

大分県知事

公聴会への立会等について(依頼)

都市計画行政の推進につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき、お礼を申し上げます。

さて、このたび 都市計画 の決定(変更)案について、下記のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定に基づく公聴会を開催することといたしました。公聴会における住民意見の聴取等は、今後貴市(町)の都市計画行政を推進するうえでも重要と思われまますので、貴市(町)の立会いをお願いいたします。

また、同公聴会の円滑な運営につきまして、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願ひします。

記

1 日時
令和 年 月 日() 時 分開催

2 会場

(住所:)

(様式8)

公 聴 会 傍 聴 受 付 簿

日 時 令和 年 月 日 午後 時開会

場 所 大分県 市(町) 会館 大ホール

公述内容 都市計画 の決定(変更)について

No	氏 名	住 所	年 齡	交 付 の 有 無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

公 聴 会 出 席 者 心 得

- 1 この公聴会は、みなさんの意見をお聞きして都市計画を定める参考にするために実施するものです。
- 2 会場では、次の事項についてご協力願います。
公聴会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
飲食又は喫煙をしないでください。
はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる示威的行為をしないでください。
写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
その他会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないでください。
- 3 公述を妨げたり、会場の秩序を乱した場合、会場から退出していただくことがあります。
- 4 その他、議長の指示に従ってください。

(様式7)

公聴会開催記録書

対象となる都市計画案の種類 (規則第11条第1号)	都市計画 〇〇の決定(変更)
対象となる都市計画の案の内容 (規則第11条第2号)	(案の内容)
開催日時 (規則第11条第3号)	令和 〇年 〇月 〇日() : 〇 ~ 〇 :
開催場所 (規則第11条第3号)	
出席者(県)	(議長等)土木建築部都市・まちづくり推進課長 (その他)都市計画班総括
公述申出者	人
公述者数及び公述者氏名 (規則第11条第4号)	
公聴会の経過に関する事項 (規則第11条第6号)	
備考	

公述人が述べた意見の要旨 (規則第11条第5号)	
-----------------------------	--

以上の内容に相違ないと認めます。

令和 〇年 〇月 〇日
(公聴会議長) 〇〇 職名 〇〇 氏名

公聴会の開催告示
道路の変更例（原文は縦書き）

大分県告示第 号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、市（町）の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和 年 月 日

大分県知事

一 都市計画の種類

都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

都市計画道路中 . . . 号 線を次のように変更する。

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
. . . 線			

（区域は別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から

開催場所 市（町）

四 閲覧期間

令和 年 月 日（ ）から

令和 年 月 日（ ）まで

五 公述申出期限

令和 年 月 日（ ）まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部階市・まちづくり推進課
市（町）

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

上記書式により県報に登載する。市町においては、市町報により閲覧の周知を行う。
注）県報は毎週火、金曜日に発行している。決裁の上発行日の10日前までに法務室に持ち込む。

- ・開催の告示は、開催の4週間前までに行う。
- ・閲覧期間は告示日から開始し、告示日から起算して15日目までとする（閲覧期間は告示日を含めずに14日間）。また、期間の末日が日曜日・休日にあたる場合は、満了日は翌日となる。
- ・公述申出期限は、公聴会開催の2週間前までとする。

7 - 1 0 都市計画提案制度手続要領

【大分県都市計画提案制度手続要領】

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく大分県（以下「県」という。）に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し、必要な事項を定める。

(提案)

第2条 県に対し計画提案することができる都市計画は、法第15条第1項の規定により県が定めることとされているもの（同条第1項第1号及び第3号に規定するものを除く。）とする。

(提案要件)

第3条 県に対する計画提案は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 計画の提案を行う者（以下「計画提案者」という。）が、法21条の2第1項及び第2項の規定により定められたものであること。
- (2) 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域（以下「提案区域」という。）が、都市計画区域及び準都市計画区域の区域内であり、かつ、0.5ha以上の一団の土地であること。
- (3) 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、法13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合していること。
- (4) 法21条の2第3項第2号に定める土地所有者の同意を得ていること。
 - 2 当該計画提案に係る都市計画を県が決定するに当たり、市町村が決定することとされている都市計画と同時に決定する必要がある場合は、その市町村に対しても計画提案を同時に行うものとする。この場合において、前項第2号の規定はこの市町村に対しなされた計画提案に係る面積に含めて取り扱うものとする。

(事前相談)

第4条 県は、計画提案者に対して都市計画に関する情報の提供などを支援するため、相談窓口を土木建築部都市・まちづくり推進課に置く。

- 2 計画提案者は、計画提案を行うに当たっては、土木建築部都市・まちづくり推進課に事前相談を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の事前相談があったときは、その計画提案者に対し、その意向を踏まえ、計画提案に係る都市計画の内容や計画提案の手続について助言及び情報提供を行うとともに、計画提案に係る都市計画の内容等について、地権者及び周辺住民等への十分な説明及び理解を得るための手段をとるよう依頼するものとする。
- 4 県は、第2項の事前相談があった計画提案に係る都市計画の内容について、その都市計画の決定権者に関わらず関係市町村に情報を提供する。この場合において、県

が必要があると認めるときは、関係市町村及び関係行政機関等と事前調整を行う。

- 5 県は、前項の事前調整を行おうとする際に必要があると認めるときは、当該事前調整に係る事前相談を行った計画提案者に対し協力を求めるものとする。

(提案書の提出)

第5条 計画提案者は、提案書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて土木建築部都市・まちづくり推進課に提出するものとする。

(1) 都市計画の素案(法14条の規定に準じたもの)

(2) 土地所有者の同意を証する書類(様式2。以下「同意書」という。)

- 2 県は、計画提案者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

(1) 提案概要書(様式3)

(2) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類(許可書、認可書の写し等)

(3) 提案の区域を示した公図の写し

(4) 提案の区域内の権利者一覧表(様式4)

(5) 提案の区域内の全ての土地に関する登記簿謄本その他権利関係を証する書類

- 3 計画提案者は、前2項に規定する書類等に加え、次に掲げる事項を記載した書面を提出することができる。

(1) 当該事業の着手時期

(2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限。ただし、当該期限は計画提案に係る都市計画の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更までに必要な期間として合理的なものでなければならない。

(3) 前各号の時期及び期限を希望する理由

- 4 県は、計画提案者に対し、第1項及び第2項に規定する書類等に加え、次の資料の提出を依頼することができる。

(1) 周辺環境等への影響の検討に関する資料

(2) 計画提案に係る区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する資料

(3) その他計画提案の内容の説明に必要と認められる資料

- 5 第3条第2項の規定により県及び市町村に同時に計画提案を行う場合においては、第1項及び第2項第1号の書類を除き、市町村に提出する書類の写しをもって、本条各項の書類等に替えることができる。この場合において、市町村に提案する都市計画の内容についても可能な限り詳細な資料を添付するものとする。

(提案要件の確認)

第6条 県は、前条の規定により提案書の提出があったときは、遅滞なく、第3条に規定する計画提案に係る要件(以下「提案要件」という。)への適合並びに前条第1項及び第2項に規定する書類等の添付を確認するものとする。

- 2 県は、前条の確認の結果、第3条に規定する要件に適合していないこと又は前条第1項及び第2項に規定する書類等が添付されていないことを確認した場合は、計画提案者に対し記載内容の補正を通知するものとする。この場合において、補正に要

する期間は通知を行った日から起算して30日以内とする。

- 3 県は、提出書類の内容が提案要件に適合する、又は適合しない（前項の規定による補正が、定められた期日までに行われない場合も含む。）と確認したときは、遅滞なく、その旨を計画提案者に通知するものとする。
- 4 法第21条の3に規定する「計画提案が行われたとき」とは、前項の規定により、提案要件に適合する旨の通知を行ったときとする。

（計画提案の判断）

第7条 県は、法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断については、次に掲げる基準に基づき、総合的に行うものとする。

- （1）県及び関係市町村の定める上位計画、都市計画の方針又は基準に適合するものであるか。
- （2）関連する都市計画及び公共施設計画との整合が図られているか。
- （3）計画提案が事業等の実施を前提とする場合は、その事業等の実現性があるか。
- （4）周辺環境への配慮がなされているか。

2 県は、前項の判断を行うに際しては、あらかじめ、関係市町村、関係行政機関及び前項第3号の事業実施予定者（以下「事業予定者」という。）から意見を聴き、調整を行うものとする。

（判断結果の通知及び意見書の提出）

第8条 県は、前条の規定により計画提案に対する判断を行ったときは、遅滞なくその結果及びその理由（当該計画提案に係る都市計画の内容の全部を実現する場合は理由を除く。）を、計画提案者、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。

- 2 計画提案者は、前項の規定による通知があったときは、結果及び理由について、通知のあった日から起算して2週間以内に、県に意見書を提出することができるものとする。
- 3 県は、前項の意見書が提出されたときは、その趣旨を踏まえ、前条に定める判断を再度行うものとする。この場合において、前回と異なった判断を行った場合は、第1項の手続を再度行った後に次条以降の手続を行うものとし、同一の判断を行った場合は、計画提案者に対しその旨の通知を行った後に次条以降の手続を行うものとする。

（提案を採用する場合の手続）

第9条 県は、計画提案を踏まえた都市計画の決定及び変更をする必要があると判断した場合は、法15条の2第2項の規定により関係市町村に対し必要な協力を求めるとともに、法16条の第1項の規定により必要に応じて住民意見を反映させるために必要な措置を講じ提案の趣旨を踏まえた範囲内で修正した都市計画の案を作成し、県の案とする。

- 2 県は、前項の規定により案が作成された都市計画が決定又は変更された場合において、法20条第1項又は法21条第2項の規定を準用する法第20条第1項の規定により告示をしたときは、その旨を計画提案者に通知する。

(提案を不採用とする場合の手続)

- 第10条 県は、計画提案を不採用とすることを決定した場合は、遅滞なく、法21条の5第2項の規定により大分県都市計画審議会(以下、「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 2 県は、審議会の結果が計画提案を不採用とすることが適当であると認められた場合には、法21条の5第1項の規定により、その旨及びその理由を計画提案者に通知するとともに、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。
 - 3 県は、審議会の結果が計画提案を不採用とすることが適当でないとして認められた場合には、直ちに提案の採用について再度判断を行うものとする。

(計画提案の変更及び取下げ)

- 第11条 計画提案者は、第5条の規定により提出された計画提案の内容を変更しようとするとき(第6条第2項の規定に基づく補正は除く。)は、一度計画提案を取り下げ、新たに第5条の規定により計画提案を行うものとする。
- 2 計画提案者は、第5条の規定により提出された計画提案を取り下げようとするときは、県にその旨を届け出るものとする。
 - 3 県は、前項の規定により取下げの届け出があったときは、この要領の規定による手続を中止し、関係市町村、関係行政機関及び事業予定者に通知するものとする。

(その他)

- 第12条 都市計画提案制度に係る庶務は、土木建築部都市・まちづくり推進課が行う。
- 2 この要領で定めるもののほか、都市計画提案制度手続に関し必要な事項は、土木建築部都市・まちづくり推進課長が定める。

附 則

この要領は平成18年8月30日から施行する。

令和 3年3月31日一部改正

様式 1

都 市 計 画 提 案 書

大分県知事 殿

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づき、都市計画の決定又は変更することを提案
します。

なお、この提案書及び提出書類に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

計画提案者（共同の場合代表者）

住 所

氏 名

連絡先

その他の計画提案者

住 所

氏 名

備考 1 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

2 計画提案を共同で行う場合は、代表者の住所・氏名・連絡先を記載して下さい。

なお、代表者以外の計画提案者は、その他の計画提案者として住所・氏名のみ記載して下さい。

(提出書類)

該当するものに をして下さい。

提出書類	該当	適用
計画提案の概要及び理由		様式 3
都市計画の素案 位置図		
同上 計画図		1/2500 程度
同上 参考図		縮尺自由
提案資格を有することを証する書類 (計画提案者が法人等の場合に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人等の許可書、認可書の写し ・ 法人の登記簿謄本(提案から 3 ヶ月以内の原本) ・ 開発行為等の実績を証明する開発登録簿の写し等 ・ 成年被後見人又は被保佐人でないことを証明する役員全員の「登記されていないことの証明書」(提案から 3 ヶ月以内の原本 (法務局交付)) ・ 破産者でないことを証明する役員全員の「身分証明書」(提案から 3 ヶ月以内の原本 (市区町村交付)) 		
土地所有者等の一覧表		様式 4
土地所有者等の同意を得たことを証する書類		様式 2
公図の写し、土地登記簿謄本		
周辺住民等への説明に関する資料		参考様式
周辺環境等への影響に関する検討資料		参考様式
その他 ()		
その他 ()		

様式 2

同 意 書

(提案者氏名) 様

都市計画法第 2 1 条の 2 の規定に基づく別添の都市計画の素案について、異議がないので同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

連絡先

権利者名

土地の所在	地 番	面積 (m ²)	権利内容	備 考
			所有権・地上権・借地権	
			所有権・地上権・借地権	
			所有権・地上権・借地権	
			所有権・地上権・借地権	
			所有権・地上権・借地権	
合 計	筆	m ²		

備考 1 同意書は必ず権利者ごとに記載して下さい。

2 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

3 氏名 (法人の場合はその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合は、押印を省略できません。

4 「権利内容」欄はいずれか該当するものに をつけて下さい。

5 共有名義の場合には、持分割合を備考欄に記入して下さい。

様式 3

計画提案の概要及びその理由

【 提案理由 】

提案する都市計画	
土地の所在及び地番	
土地の面積	
土地所有者の状況	所有者 名 m ²
	地上権者 名 m ²
	借地権 名 m ²
提案の内容	

【 提案理由 】

提案する理由	
--------	--

上記に収まらない場合は別紙にご記入下さい。

様式 4

土地所有者等の一覧

集 計

土地所有者等	所有権	区域内総権利者数 (人)		同意者数 (人)		同意率 (%)	
	地上権						
	借地権						
	合計						

面積	所有権	区域内総面積 (m ²)		同意面積 (m ²)		同意率 (%)	
	地上権						
	借地権						
	合計						

参考様式

土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する資料

1 説明会等開催状況

回数	日時	場所	参加人数	備考

2 開催周知の内容

周知の方法、周知期間、周知対象範囲

3 参加者の意見及び提案者の見解（具体的かつ詳細に記入して下さい）

4 説明会以外の方法で周知した場合の方法及び土地所有者等の意見 （具体的かつ詳細に記入して下さい）

5 その他

備考

- 1 説明会等または周知のために用いた資料を1部添付して下さい。
- 2 説明会等について別に記録等があれば添付して下さい。

参考様式

周辺環境への影響に関する検討資料

- 1 大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照等
- 2 動物、植物、生態系等
- 3 景観、触れ合いの活動の場等
- 4 交通、廃棄物等、その他

備考 計画提案の内容により、必要な検討項目を選定して記入して下さい。
別に資料があれば添付してください。

参考様式

意見書

大分県知事 殿

令和 年 月 日付で通知のあった計画提案に係る判断結果
(及び理由)について、下記のとおり意見を提出します。

令和 年 月 日
計画提案者 住 所
氏 名
連絡先

記

- 備考1 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2 県の判断結果(及び理由)に対する意見を簡潔に記載して下さい。

参考様式

取り下げ届

大分県知事 殿

都市計画法第21条の2の規定に基づき、令和 年 月 日付で提案
しました都市計画の提案について、下記の理由により取り下げします。

記

令和 年 月 日
計画提案者 住 所
氏 名
連絡先

- 備考1 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

参考

「土地所有者の2 / 3以上の同意」の考え方

1 土地所有者等の権利者について

土地の所有者と借地権を有する者がそれぞれ同意者として権利を有します。したがって、土地の所有者と借地権者の合計者数に対する同意者数の割合が2 / 3以上あることが必要です。

共有者または協同借地権者で構成される土地の場合は、それぞれの持ち分に応じて按分して算出して下さい。持ち分割合が不明の場合等分とします。

例) 7筆の土地に各々、所有者、借地権者がいる場合

土地所有者7名、借地権者7名の場合、計14名となりますので2 / 3以上の同意となるためには、 $14 \times 2 / 3$ で、9.333...人つまり10名以上必要となります。

2 面積について

所有者の地積と借地権者の地積の合計が総地積となります。

したがって、総地積に対する同意者である所有者の地積と借地権者の地積の合計の割合の2 / 3以上が必要となります。

共有者または協同借地権者で構成される土地の場合は、それぞれの持ち分に応じて按分して算出して下さい。持ち分割合が不明の場合等分とします。

算出についてご不明な点がございましたらご相談ください。

様式 1(要件確認)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する提案要件の確認通知

令和 年 月 日付けで提出いただきました都市計画の提案について、提案要件を確認しましたところ、要件を満足しておりますので通知します。

なお、今後、都市計画の決定または変更の必要性を判断することとなりますので申し添えます。

様式 2(要件確認)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する提案要件の確認通知(補正依頼)

令和 年 月 日付けで提出いただきました都市計画の提案について、提案要件を確認しましたところ、一部要件を満足しておりませんので、下記により補正していただきますようお願いします。

なお、下記日程までに補正されない場合は、都市計画の提案に係る手続きを中止することとなりますので申し添えます。

記

1. 補正提出期日
令和 年 月 日
2. 補正を依頼する内容
別添資料のとおり

様式 3 (要件確認 ×)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する決定通知（手続中止）

令和 年 月 日付けで補正を依頼しました都市計画の提案に係る提案要件につきまして、期日までに補正されませんでしたので、手続きを中止したことを通知します。

様式 4 (提案決定)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する決定通知

令和 年 月 日付けで提出のありました都市計画提案につきましては、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が必要と判断しましたので、通知します。

なお、今後は都市計画の案の作成を進めることとなりますのが、図書の作成等にあたりご協力をお願いすることもございますので、あらかじめご承知ください

様式 5(事前通知)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する事前通知

令和 年 月 日付けで提出のありました都市計画提案につきましては、提案を踏まえた都市計画の決定又は変更は、現段階では下記の理由により、必要がないと判断しましたので、事前に通知します。

なお、この判断の決定につきまして、大分県都市計画審議会に意見を聴くこととなりますので、ご意見のある場合は令和 年 月 日までに意見書を提出することが出来ますので申し添えます。

様式 6(結果通知)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する結果の通知

令和 年 月 日付けで提出のありました都市計画提案につきましては、令和 年 月 日に告示され、下記の都市計画の決定または変更がされましたのでお知らせします。

記

1. 決定された都市計画

別添資料のとおり

様式 6 (結果通知)

都 第 号
令和 年 月 日

様

大分県知事

都市計画の提案に対する結果の通知

令和 年 月 日付けで提出のありました都市計画提案につきましては、都市計画の決定または変更が必要ないと判断しましたのでお知らせします。

記

1 . 判断理由

別添資料のとおり

大分県都市計画審議会の意見を聴いた日

審議会開催日 令和 年 月 日

第 回 大分県都市計画審議会

担当：土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班

T E L : 097-506-4659

F A X : 097-506-1778

様式7(資格照会)

都 第 号
令和 年 月 日

県 市長 ○○ ○○ 殿

大分県知事

都市計画法に基づく資格調査について

今般、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案に当たって、下記の者について欠格要件の有無を調査する必要がありますので、別紙により土木建築部都市・まちづくり推進課あてご回答下さるようお願いいたします。

記

1 氏 名

2 本 籍

3 生年月日 年 月 日

<参考> 都市計画法施行規則（抄）
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）

第13条の3

二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

担当：土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班

TEL：097-506-4659

TEL：097-506-1778

様式8(資格回答)

第 号
令和 年 月 日

大分県知事 殿

資格調査について(回答)

令和 年 月 日付け 都第 号をもって照会のあった下記の者の資格調査については、次のとおり回答します。

記

1 氏 名

2 本 籍

3 生年月日 年 月 日

4 回答内容

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に

該当する 該当しない

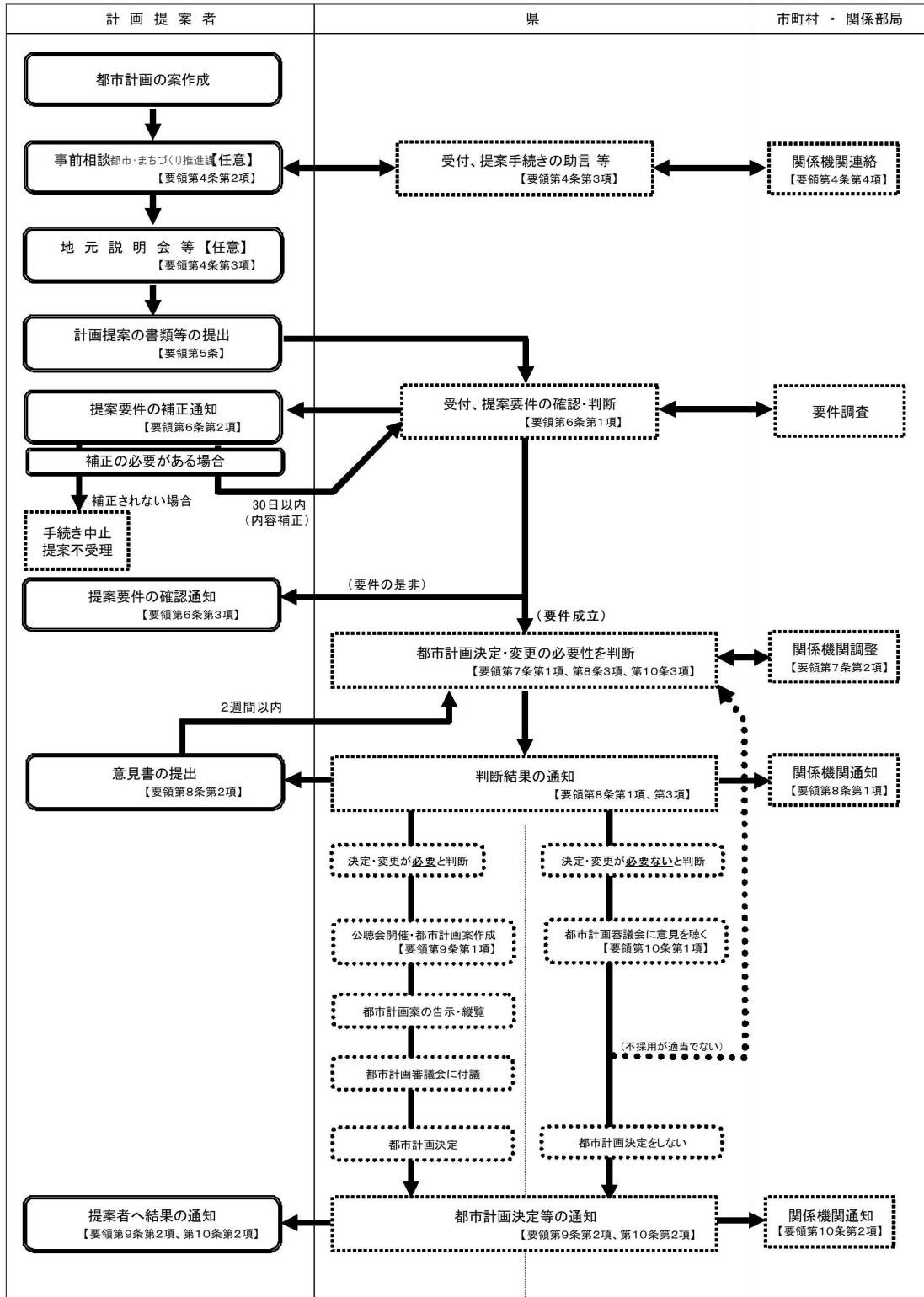
該当する場合はその内容

(2) 都市計画法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害罪)、第206号(傷害助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合罪)、第222条(脅迫罪)若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に

該当する 該当しない

該当する場合はその内容

都市計画提案制度のフロー図(大分県知事決定となる計画提案の場合)



7 - 1 1 参考図書

- ・都市計画法令要覧（出版：ぎょうせい）
都市計画法、施行令、施行規則、通達・例規、その他関係法令等
都市計画運用指針
- ・都市計画法の運用Q&A（出版：ぎょうせい）
- ・改訂 新都市計画の手続 H13.6（出版：(財)都市計画協会）
- ・実務者のための 都市計画マニュアル ～（出版：(社)日本都市計画学会）
- ・平成9年度版 土地利用調整実務必携（出版：大成出版社）
- ・わかりやすい都市計画法の手引（出版：新日本法規）
- ・地区計画マニュアル（基礎編）H30年度改訂（応用編）R元年度改訂
地区計画行政研究会報告書（出版：地区計画行政研究会）
- ・都市計画年報（出版：国土交通省 都市局）
- ・大分県用途地域等見直しガイドライン H23.6（出版：大分県）